

第3次山形県循環型社会形成推進計画

(山形県食品ロス削減推進計画)

(第2次山形県海岸漂着物対策推進地域計画)



令和3年3月

山形県

目 次

第1章 計画の基本的事項

.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	7
4 計画の対象	7

第2章 計画の基本方針

.....	9
1 山形県が目指す将来の姿.....	9
2 計画の基本目標	9
3 持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進.....	10

第3章 循環型社会等に関する現状・課題と将来予測

.....	11
1 第2次計画の基本的数値目標の達成状況	11
2 第2次計画の具体的な施策に関する数値目標の達成状況	19
3 食品ロスに関する現状と課題	25
4 海岸漂着物対策に関する現状と課題.....	26
5 廃棄物の将来予測	30

第4章 計画の基本的数値目標

.....	33
-------	----

第5章 施策の柱と展開方向

.....	39
1 資源循環型社会システムの形成（廃棄物の発生抑制）	39
2 資源の循環を担う産業の振興（循環型産業の支援）	48
3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減（廃棄物の適正処理の推進）	52
◆ SDGsと施策との関係.....	60

第6章 計画の推進体制

.....	62
-------	----

資料編

資料1	第3次山形県循環型社会形成推進計画 策定の経緯等	資料-1
資料2-1	ごみ処理概況（平成30年度）	資料-4
資料2-2	ごみの排出状況（平成30年度）	資料-5
資料2-3	ごみの処分状況（平成30年度）	資料-6
資料2-4	ごみ質分析結果（平成30年度間平均値）	資料-7
資料2-5	集団資源回収実施団体数（平成30年度）	資料-8
資料2-6	集団資源回収実績（平成30年度）	資料-9
資料2-7	集団資源回収量の推移（平成21～令和元年度）	資料-10
資料3-1	山形県主要河川図	資料-11
資料3-2	海岸漂着物等のモニタリング結果（平成29年度 環境省調査）	資料-12
資料3-3	水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）	資料-14
資料3-4	ゴミ状況<ランク>の判定方法	資料-15
資料3-5	回収処理対策の重点区域	資料-16
資料3-6	平成23～令和2年 海岸清潔度モニタリング調査結果	資料-18
資料4	用語集	資料-19

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 新たな循環型社会形成推進計画の策定

- 県では、循環型社会の形成を推進し、ごみの最終処分量ゼロを目指す「ごみゼロやまがたの実現」に向けて、2006（平成18）年3月に「山形県循環型社会形成推進計画～ごみゼロやまがた推進プラン～」(以下「第1次計画」という。)を策定、2012（平成24）年3月に、第1次計画の理念を継承しながら、低炭素社会の構築も意識した「第2次山形県循環型社会形成推進計画～ごみゼロやまがた推進プラン～」(以下「第2次計画」という。)に改定し（2016（平成28）年3月に中間見直し実施）、ごみゼロやまがた県民運動の展開、3Rに係る研究・技術開発やリサイクル施設整備への支援、不法投棄を始めとする不適正処理の改善等に取り組んできました。
- これらの取組みにより、ごみ（一般廃棄物）の排出量・最終処分量の削減や、産業廃棄物のリサイクル率の上昇などの成果を挙げました。一方で、2011（平成23）年に発生した東日本大震災の影響や県内経済の回復等により、2012（平成24）年度以降、事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量は横ばい傾向、ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率は低下傾向であり、更に、産業廃棄物の発生量と最終処分量が2018（平成30）年度に上昇に転じるなど、基本目標の一つである「全国一ごみの少ない県」の達成には至っていません。地域経済の活性化や雇用創出が求められる中で、廃棄物の適正な循環的利用を促進していくためには、資源の循環を担う県内産業の振興を一層推進していくことが重要です。
- 2018（平成30）年6月に、政府の第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）が閣議決定されました。この計画の中長期的な方向性を共有するとともに、地方公共団体に期待される役割を果たすため、本県の循環資源、再生可能資源、ストック資源の状況を分析し、県民・NPO・事業者・行政等と連携し、本県ならではの地域循環共生圏の構築に向けた仕組みづくりを主導するなど、循環型社会の形成に向けた施策を講じていく必要があります。
- 加えて、大規模自然災害発生時の災害廃棄物の円滑・迅速な処理に備えて策定された市町村災害廃棄物処理計画の適切な運用や、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時においても安定的にごみ処理を継続するための事業継続計画の策定など、非常時に備えた取組みも重要となっています。
- また、本県は2020（令和2）年8月に「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行いました。平成29年度の温室効果ガスの県内排出量のうち、廃棄物部門からの排出分が約3%と推計されています。プラスチックは二酸化炭素の発生源となる化石資源を原料としており、また、食品ロスの発生により、生産や加工、運搬等の過程で温室効果ガスを

排出していることから、3Rの推進により削減することが求められています。

- これらの課題に対応し、引き続き効果的かつ的確に取組みを推進していくため、「第3次山形県循環型社会形成推進計画」を策定します。

(2) 関連計画を統合した一体的な取組みの推進

- 食品ロスは、家庭ごみ（一般廃棄物）や、食品製造業等の産業廃棄物として排出されることから、廃棄物処理計画との整合性を取り、連携して取り組む必要があります。また、海岸漂着物対策にはプラスチックごみ等廃棄物の排出抑制や適正処理を含めた取組みが必要となります。
- これらの課題等に一体的に対応し、施策をより一層効果的かつ的確に推進していくため、本計画に「山形県食品ロス削減推進計画」と「山形県海岸漂着物対策推進地域計画」を統合します。

① 食品ロス削減推進計画

- 県では、2016（平成28）年度から、「食品ロスの削減」を「ごみゼロやまがた県民運動」の展開方針の柱の一つとして位置付け、家庭と職場に対し啓発を行ってきました。2019（令和元）年10月には、新たに「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、県民運動として食品ロスの削減を推進することとしました。
- 食品ロス削減推進法には、都道府県食品ロス削減推進計画策定の努力義務が定められており、新たに策定する必要があります。

② 海岸漂着物対策推進地域計画

- 2009（平成21）年7月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が公布・施行されました。県では、この法律に基づき、2011（平成23）年3月に、「裸足で歩ける庄内海岸」を基本目標とした「山形県海岸漂着物対策推進地域計画～美しいやまがたの海づくりプラン～」（以下「地域計画」という。）を策定し、様々な取組みを行いました。その結果、海岸漂着物に対する県民意識が高まるなど効果が現れた部分もありますが、いまだに海岸漂着物はなくなっていません。
- その後、漂流ごみ・海底ごみへの対応やマイクロプラスチック対策が必要になったことから、2018（平成30）年6月に同法の一部改正が行われ、法律名も「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）に変更されました。
- 政府においては、2019（令和元）年5月、海岸漂着物の大半を占めるプラス

チックの使用抑制、排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理になお一層取り組むため、「プラスチック資源循環戦略」、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の変更」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を閣議決定し、また、同年6月に我が国で開催されたG20大阪サミットにおいて、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択され、各国との連携が強化されました。今や海岸漂着物は世界規模の問題であり、発生抑制対策と一体的に取り組む必要があります。

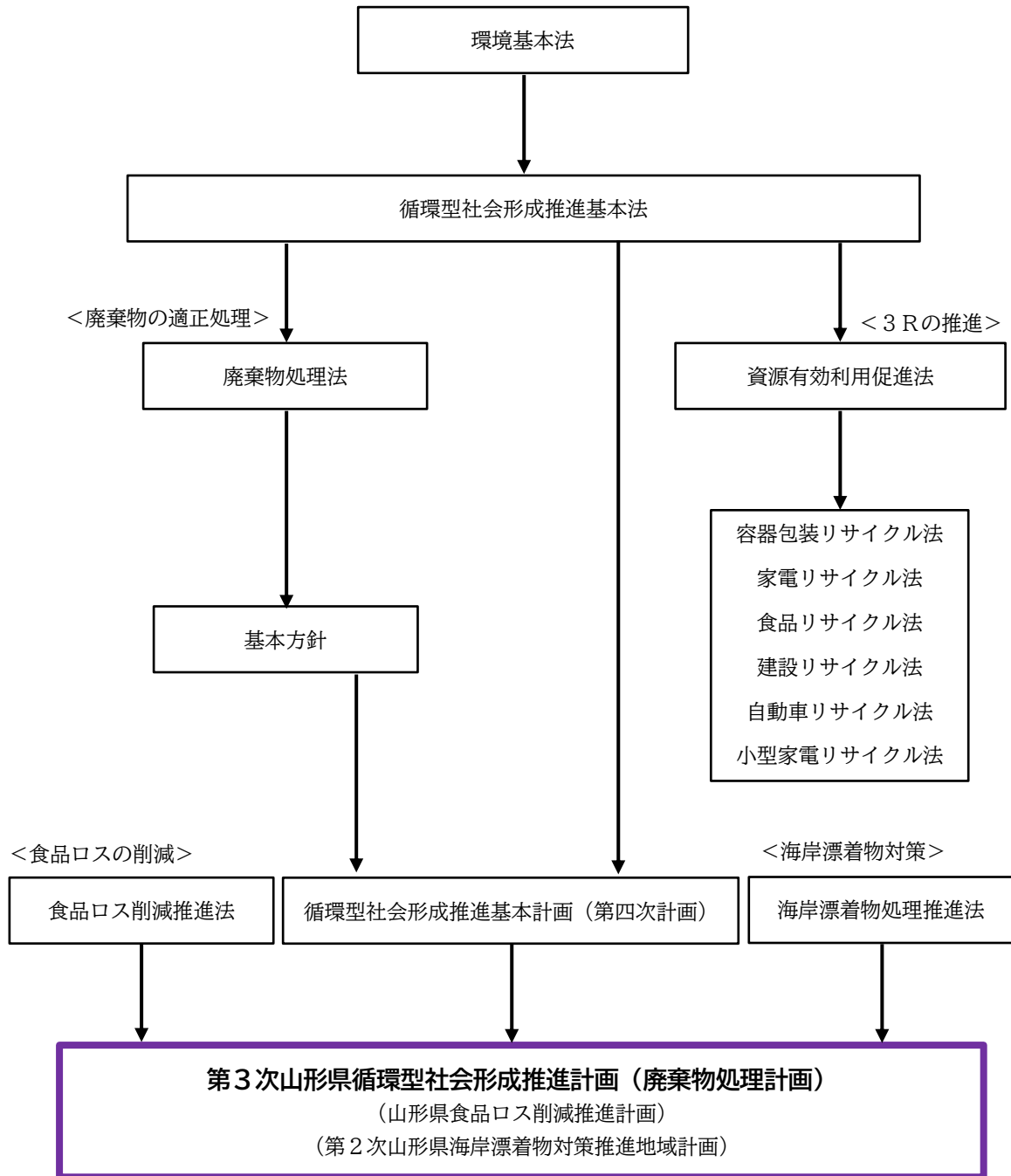
- これらの新たな課題等に対応し、引き続き「裸足で歩ける庄内海岸」を目指し、海洋プラスチックごみ対策などについて、廃棄物処理計画と整合性を取り連携して取り組むとともに、陸域を含めた流域単位での発生抑制対策を推進するため、「第2次山形県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定します。

2 計画の性格

本計画は、本県が循環型社会を実現するために、中長期的に目指すべき基本的方向や県の施策、県民・NPO・事業者・市町村等の各主体の行動指針などを示すもので、「第4次山形県環境計画」の分野別計画に当たり、その内容は「第4次山形県総合発展計画」と統一した方向を持つものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定による都道府県廃棄物処理計画、食品ロス削減推進法第12条の規定による都道府県食品ロス削減推進計画、海岸漂着物処理推進法第14条の規定による都道府県海岸漂着物対策推進地域計画としても位置付け、統合的に策定するものです。

【法律、政府の計画等との対応関係】



【第4次山形県総合発展計画、第4次山形県環境計画と本計画の対応関係】

【第4次山形県総合発展計画の県づくり推進方向】

- 政策の柱1 次代を担い地域を支える人材の育成・確保
 - 政策の柱2 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化
 - 政策の柱3 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化
 - 政策の柱4 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり
 - 政策の柱5 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用
- 政策1 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
 - 政策2 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成
 - 政策3 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
 - (1) 自然環境や文化資産の保全・活用・継承
 - (2) 地球温暖化を防ぐ脱炭素社会づくり
 - (3) 再生可能エネルギーの導入拡大
 - (4) 環境負荷を軽減する地域づくり
 - 政策4 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
 - 政策5 持続可能で効果的な社会資本の維持・管理の推進

【第4次山形県環境計画における基本目標】

- 施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開
- 施策の柱2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現
- 施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
- 施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築
- 施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築
- 施策の柱6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

第3次山形県循環型社会形成推進計画（廃棄物処理計画）

（山形県食品ロス削減推進計画）

（第2次山形県海岸漂着物対策推進地域計画）

【本計画中の食品ロス削減推進計画、海岸漂着物対策推進地域計画のイメージ】

山形県循環型社会形成推進計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(2) 関連計画を統合した一体的な取組みの推進

① 食品ロス削減推進計画

② 海岸漂着物対策推進地域計画

2 計画の性格

3 計画の期間

4 計画の対象

第2章 計画の基本方針

1 山形県が目指す将来の姿

2 計画の基本目標

3 持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進

第3章 循環型社会等に関する現状・課題と将来予測

1 第2次計画の基本的数値目標の達成状況

2 第2次計画の具体的な施策に関する数値目標の達成状況

3 食品ロスに関する現状と課題

4 海岸漂着物対策に関する現状と課題

5 廃棄物の将来予測

第4章 計画の基本的数値目標

第5章 施策の柱と展開方向

1 資源循環型社会システムの形成（廃棄物の発生抑制）

(4) 食品ロスの削減

2 資源の循環を担う産業の振興（循環型産業の支援）

3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減（廃棄物の適正処理の推進）

(4) 海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進

第6章 計画の推進体制

山形県食品ロス削減推進計画

第2次山形県海岸漂着物対策推進地域計画

※マークのない章・項目にも、これらの計画に関連する内容が含まれます。

3 計画の期間

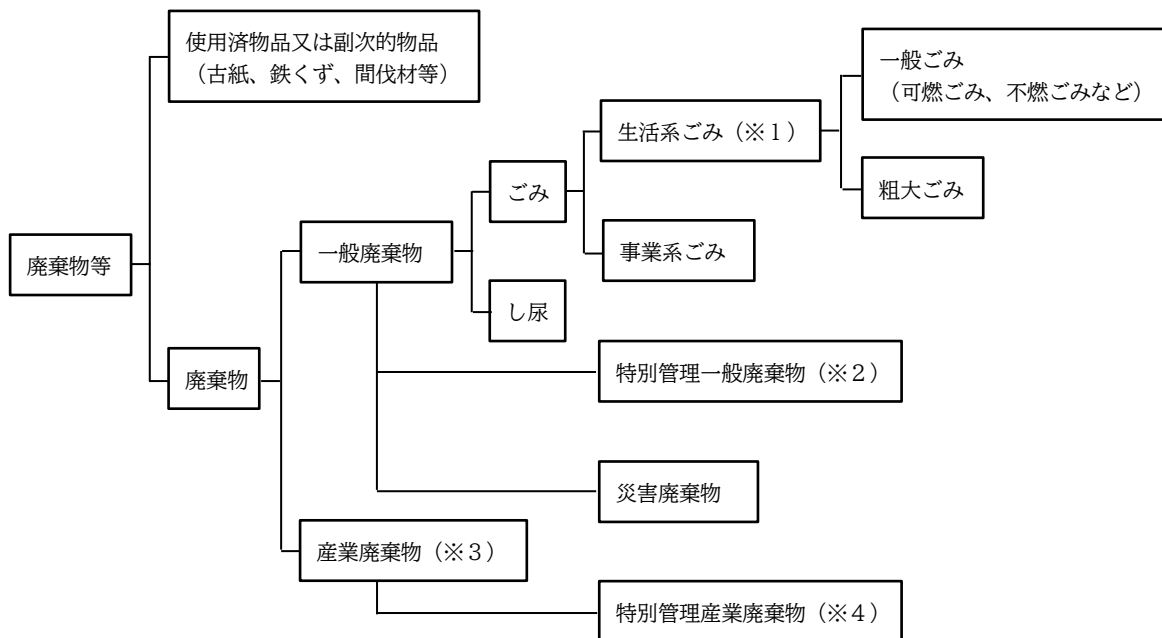
本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品又は副次的物品）及び海岸漂着物処理推進法で定める海岸漂着物等です。

なお、食品ロスは、発生元や種類に応じて、一般ごみ（可燃ごみ）、事業系ごみ又は産業廃棄物として排出されます。

本計画の対象（廃棄物処理計画）



※1 生活系ごみのうち、資源ごみ、集団回収ごみ等を除いたものを、特に「家庭系ごみ」と定義している。

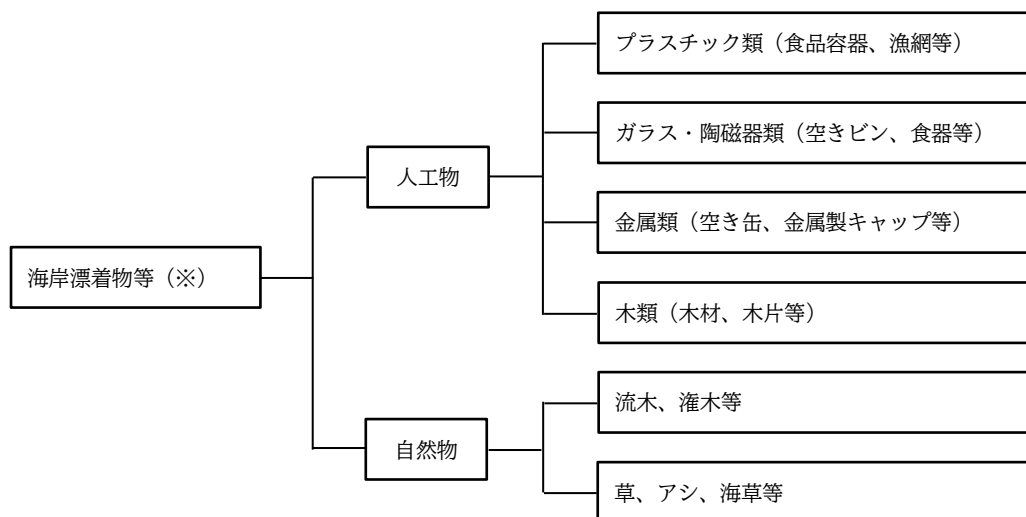
※2 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

※3 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物性固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

海岸漂着物等は、プラスチック類、ガラス・陶磁器類、金属類及び木類などの人工物と、流木・灌木・海草等の自然物に大別されます。

本計画の対象（海岸漂着物対策推進地域計画）



※「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等。

「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物。

「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物。

なお、海岸漂着物等が海岸管理者により回収された場合は一般廃棄物又は産業廃棄物に、ボランティアにより回収された場合は一般廃棄物に分類されます。

第2章 計画の基本方針

1 山形県が目指す将来の姿

循環型社会の構築に当たり、次のような将来の姿を目指して、本計画を策定しました。

- ① 県民や事業者が高い意識のもと、3Rを実行し、ごみの発生量の最小化が図られている。
- ② 循環型産業が発展し、バイオマスプラスチックなど、再生可能資源を含む様々な製品が、産業分野や消費生活などのあらゆる場面で広く普及している。
- ③ 廃棄物の適正処理や清掃美化活動の推進、ポイ捨て・不法投棄の撲滅により、美しく豊かな自然環境と快適な生活環境が保たれている。

2 計画の基本目標

本県が目指す将来の姿の実現を図るため、計画期間（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）内に具体的に目指す基本目標を次の3つとします。

- (1) 全国一ごみの少ない県を目指して
- (2) リサイクル等の循環型産業を振興
- (3) 裸足で歩ける庄内海岸

- 本県の1人1日当たりのごみの排出量は、2018（平成30）年度の全国順位で18位と伸び悩んでいます。ごみの排出量の更なる削減には、県民・NPO・事業者・行政が、相互に連携・協力することが必要であるため、「全国一ごみの少ない県を目指して」という高い目標を掲げ、それぞれが主体的・積極的に取り組むものとしします。
- ごみの削減のためには、循環資源を活用してリサイクル製品等を生産する事業者と、リサイクル製品を購入し利活用する消費者の双方で循環産業の振興を図ることが引き続き重要です。地域循環共生圏の視点を持ちながら、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を図るため、「リサイクル等の循環型産業を振興」という目標を掲げて取り組みます。
- 本県の美しく豊かな自然環境と快適な生活環境を保つためには、ごみを適正に処理するとともに、ポイ捨てや不法投棄されたごみによって山、川、海が汚されないようにする必要があります。従来地域計画に掲げられた「裸足で歩ける庄内海岸」を目標として引き継ぎ、県民協働で取り組みます。

地域循環共生圏のイメージ



(出典：環境省資料)

3 持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進

- 本計画では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の連鎖性に着目し、循環型社会の構築に向けた施策の方向性を示します。
- また、第4次山形県環境計画と歩調を合わせ、本県の自然やエネルギー、文化、風土、組織、コミュニティなどの様々な地域資源を活用し、県民の安全で豊かな暮らしを実現する自立・分散型の地域社会（本県ならではの「地域循環共生圏」）を構築していきます。
- 計画の推進に当たっては、県民、事業者、NPO、行政など様々な主体の参画と連携を重視します。
- 60～61 ページに、SDGsと施策ごとの関係性の一覧を掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センター)

第3章 循環型社会等に関する現状・課題と将来予測

1 第2次計画の基本的数値目標の達成状況

第2次計画では、「ごみ（一般廃棄物）」及び「産業廃棄物」のそれぞれについて、①発生抑制、②資源の循環的利用、③適正処理に関する基本的目標を掲げており、計画期間の中間年である2015（平成27）年度において、政府の最新の計画（当時）を基本とし、達成状況等を勘案して見直しを行ったものです。

第2次計画の基本的数値目標各項目の2018（平成30）年度における達成状況とその要因等については次のとおりです。

(1) ごみ（一般廃棄物）

(ア) 現状

①発生抑制に関する基本的数値目標と実績

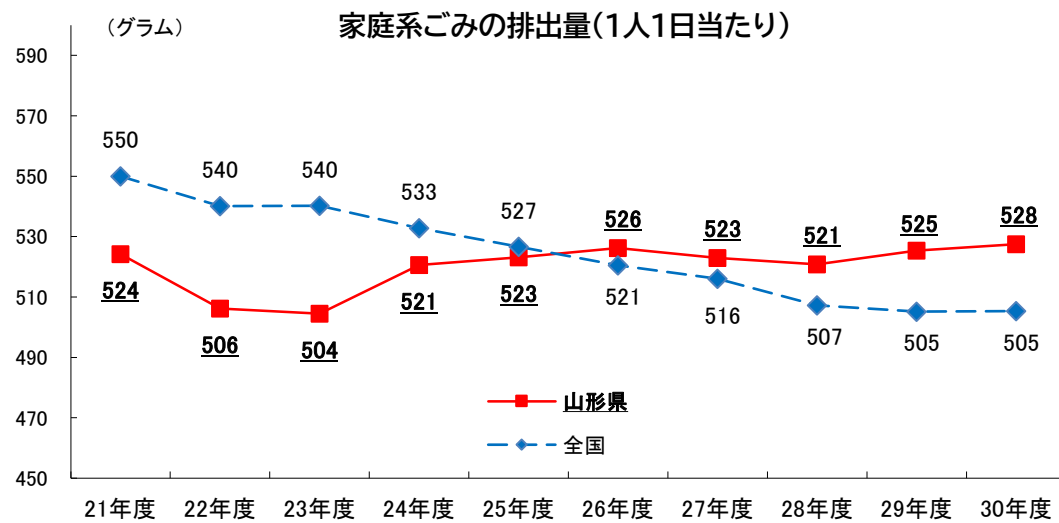
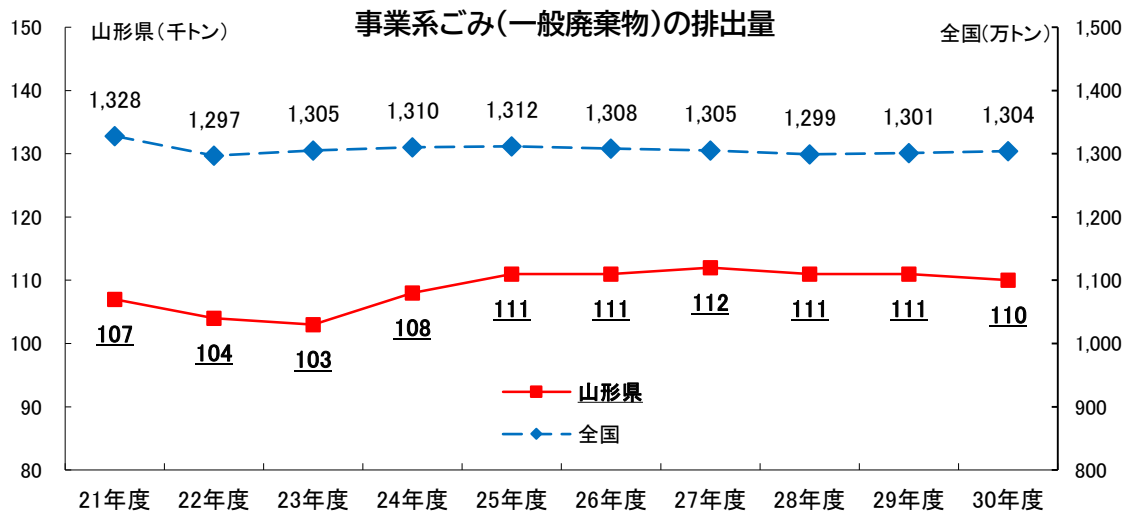
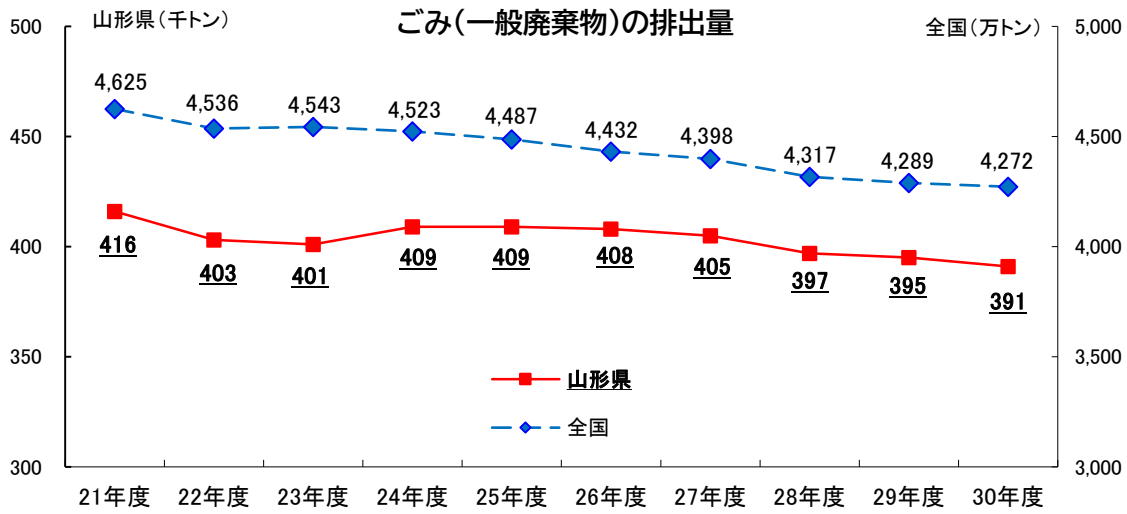
- 本県のごみ（一般廃棄物）の排出量は、「ごみゼロやまがた県民運動」の展開や、「やまがた環境展」の開催、環境教育の実施などにより県民の3Rに対する意識の向上を図った結果、減少を続けています。
- 事業系ごみの排出量は、景気回復等による事業活動の活発化により2011（平成23）年度を下限として増加に転じました。2013（平成25）年度以降は、事業者の3R推進と相まって、概ね横ばいで推移しています。
- 家庭系ごみ（家庭から排出されるごみのうち、集団回収量、資源ごみ等を除いたもの）の排出量（1人1日当たり）は、2011（平成23）年度を下限として概ね増加傾向となっています。主要な集団回収実施団体である子ども会が少子化の影響により減少していることなどに伴い、集団回収量が減少していることが要因の一つと考えられます。

項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
ごみ（一般廃棄物）の排出量	408千トン	355千トン	391千トン
うち事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量	111千トン	89千トン	110千トン
家庭系ごみの排出量（1人1日当たり）	526 g	430 g	528 g

※家庭系ごみの排出量（1人1日当たり）の算出方法

「家庭系ごみ」

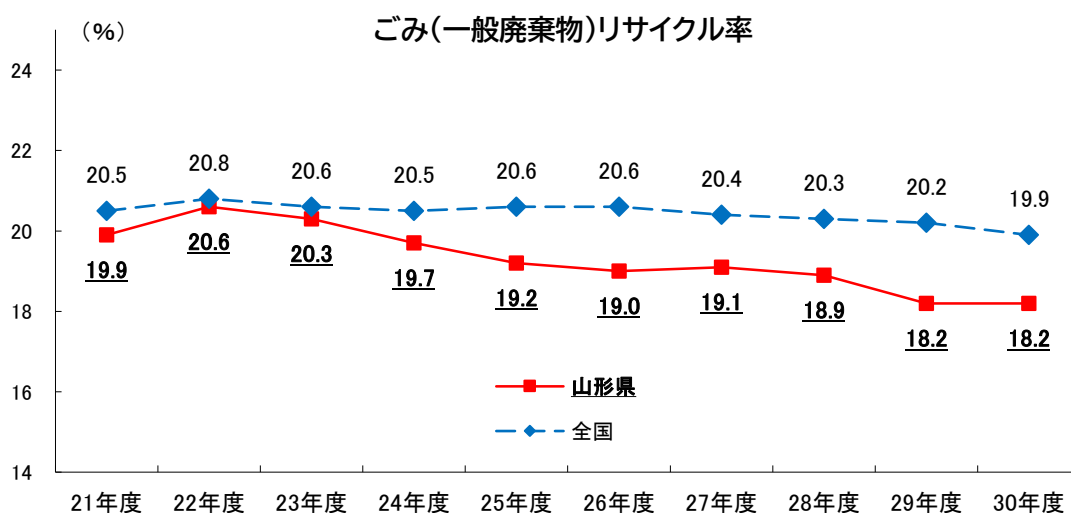
= 「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「資源ごみ」 - 「直接搬入ごみのうち資源として利用されたもの」



②資源の循環的利用に関する基本的数値目標

- ごみのリサイクル率は、2010（平成22）年度をピークとして下降傾向となっています。家庭系ごみと同様、集団回収量が減少していることが要因の一つと考えられます。

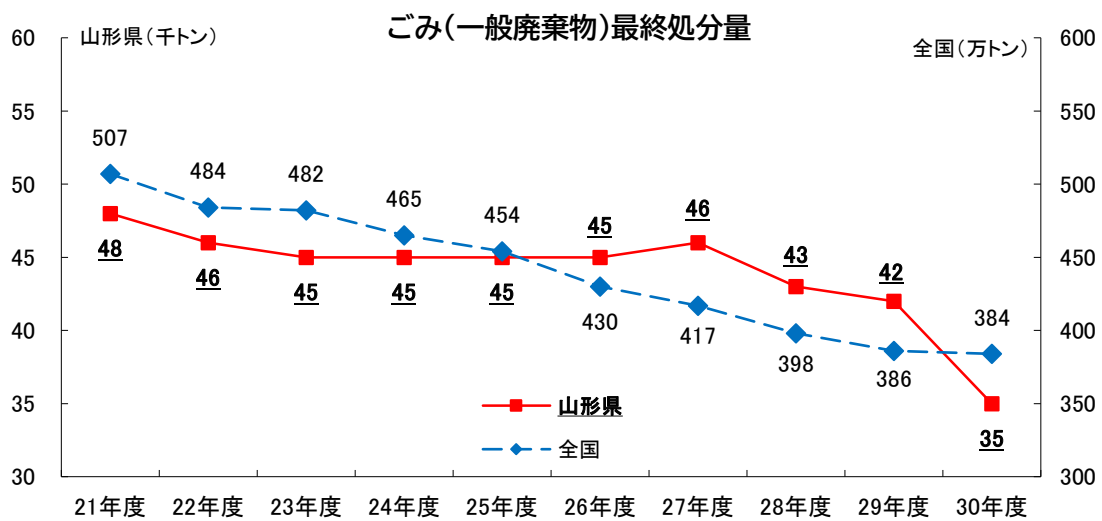
項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
ごみ（一般廃棄物）リサイクル率	19.0%	27%	18.2%



③適正処理に関する基本的数値目標

- ごみの最終処分量は、2015（平成27）年度頃までは概ね横ばい傾向で推移していましたが、2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度において、一部事務組合のごみ焼却施設2基が、焼却残さを熔融スラグとしてリサイクルする「エネルギー回収施設」に更新されたことにより、大幅に減量が図られ、2018（平成30）年度に目標を達成しています。

項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
ごみ（一般廃棄物）最終処分量	45千トン	38千トン	35千トン



(イ) 課題

- 家庭系ごみについては、排出量の削減及びリサイクル率の向上のため、集団回収などのリサイクルシステムを強化する必要があります。
- 事業系ごみについては、発生抑制やリサイクルの促進に向け、事業者に対する働きかけを強化する必要があります。
- プラスチックごみの削減及び海岸漂着ごみの発生抑制のため、マイバッグやリサイクル・リユース製品の利用等による3Rを促進し、また、家庭や事業所に対する環境教育を行うことにより、ライフスタイルの変革を図る必要があります。
- 最終処分量の削減には、市町村・一部事務組合におけるリサイクル施設やエネルギー回収施設等の整備が必要です。
- 2020（令和2）年に入って、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、次のような懸念が生じており、適切な対応が必要となっています。
 - ・ 飲食店等からのテイクアウトに利用されたプラスチック容器の排出量増加
 - ・ 使用済みのティッシュやマスク等による感染拡大
 - ・ 一般廃棄物処理事業者の感染による処理の停滞

(2) 産業廃棄物

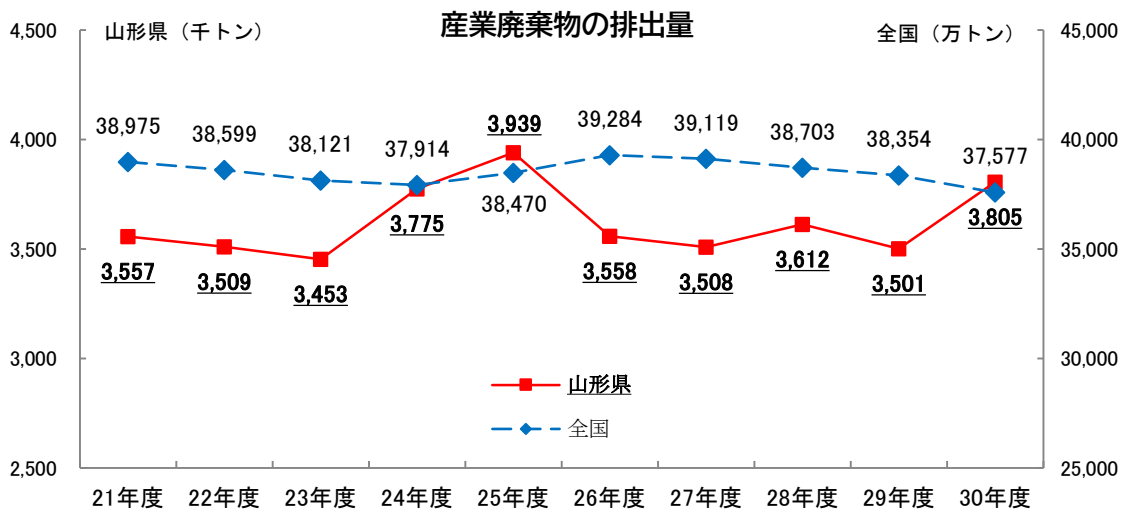
(ア) 現状

①発生抑制に関する基本的数値目標と実績

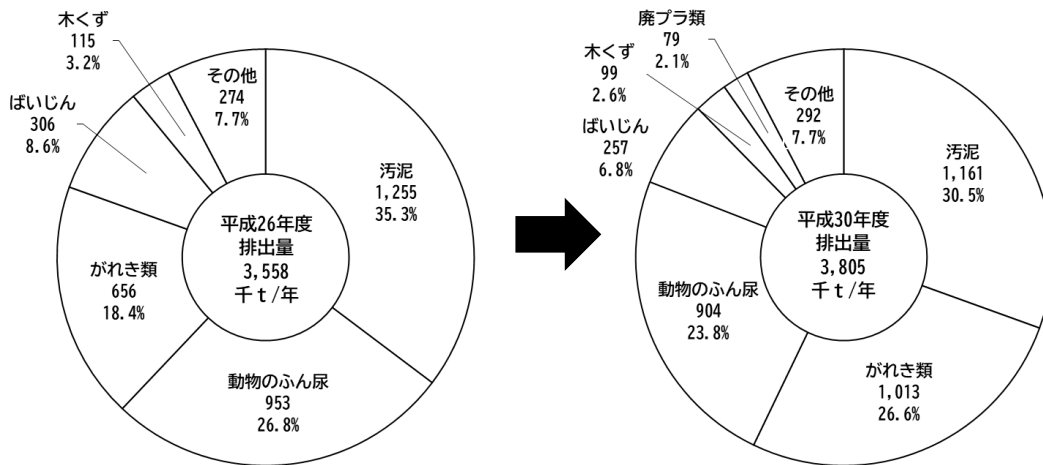
- 産業廃棄物の排出量は、2014（平成26）から2017（平成29）年度は目標値に近い数値で推移していましたが、2018（平成30）年度は中間見直し時に比べて247千トン増加しました。
- 種類ごとの排出量をみると、2018（平成30）年度は汚泥、がれき類、動物のふ

ん尿の順に多くなっており、この3種類で全体の80%を超えています。2014（平成26）年度と比較して、主に建設業から排出されるがれき類が約1.5倍となっており、増加の大きな要因となっています。

項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
産業廃棄物の排出量	3,558千トン	3,558千トン	3,805千トン



産業廃棄物の種類別の排出量（平成26年度・平成30年度）

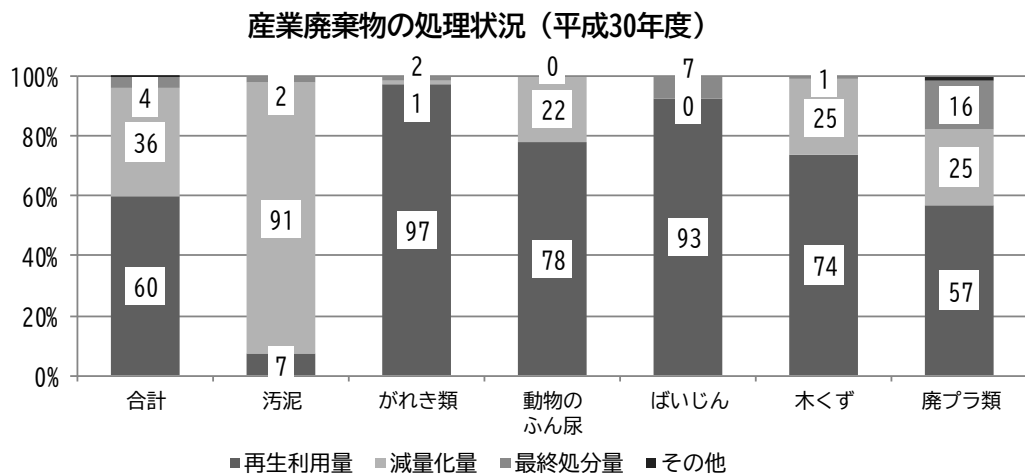
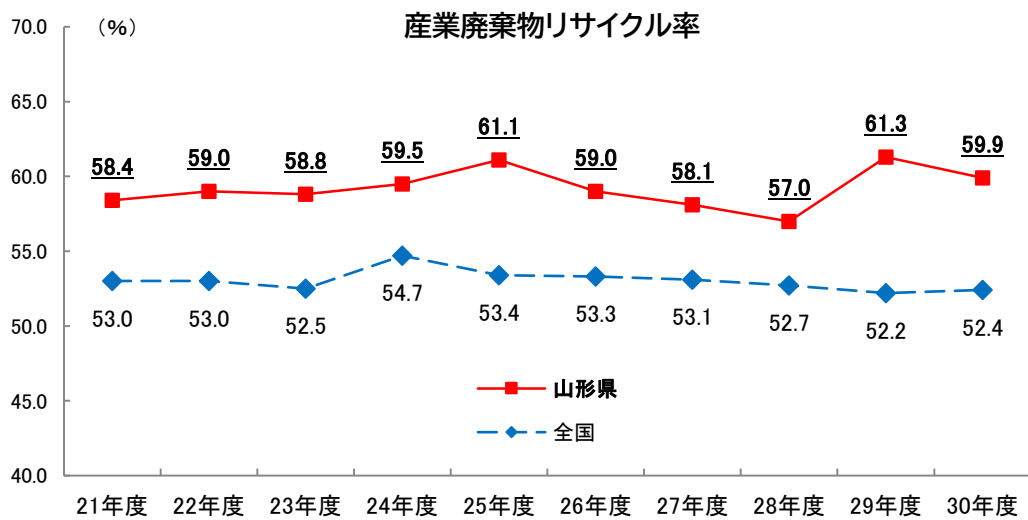


②資源の循環的利用に関する基本的数値目標と実績

- 産業廃棄物のリサイクル率は、2013（平成25）年度をピークに2016（平成28）年度まで低下傾向となっていました。2017（平成29）年度以降は概ね目標値前後で推移しています。
- 汚泥は、脱水や乾燥処理により水分が大きく減量化されるため、処理後に再生

利用される量が少なく、リサイクル率は低くなります。一方、がれき類は、破碎処理によりほとんどが再生骨材として利用され、リサイクル率は高くなります。2018（平成30）年度は、2014（平成26）年度に比べて汚泥が少なく、がれき類が多くなっていることが、リサイクル率上昇の要因と考えられます。

項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
産業廃棄物リサイクル率	59.0%	60%	59.9%

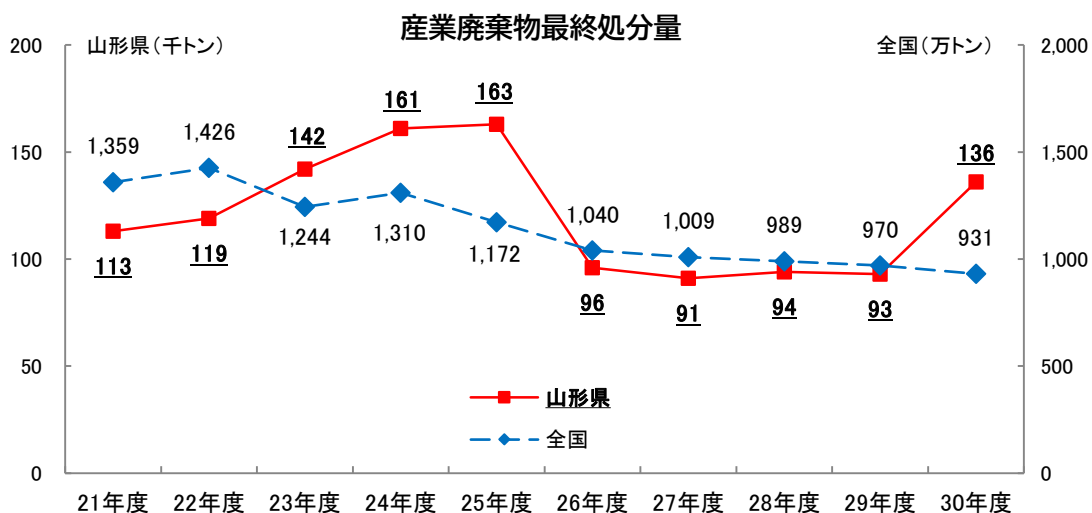


	合計	汚泥	がれき類	動物のふん尿	ばいじん	木くず	廃プラ類
排出量	3,805	1,161	1,013	904	257	99	79
再生利用量	2,279	82	987	708	238	73	45
減量化量	1,385	1,052	10	196		25	20
最終処分量	136	26	16	0	19	1	13
その他	4	0	0			0	1

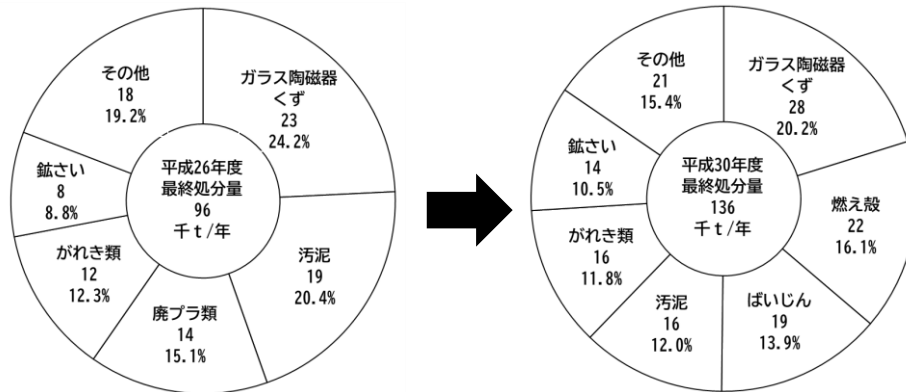
③適正処理に関する基本的数値目標と実績

- 産業廃棄物の最終処分量は、事業所における適切な分別や3Rの推進が図られたことにより、2017(平成29)年度までは目標に近い数値で推移していましたが、2018(平成30)年度は前年度に比べて40千トン増加しました。
- これは、燃え殻・ばいじん(発電所由来)が増加したことによるものです。それまでは過年度に埋め立てた燃え殻・ばいじんを掘り起こして再生利用していたため、掘り起こし量を新規埋立量と相殺していましたが、この処理が終了したことから、新規埋立量が全量計上されることとなったものです。相殺分を除いた2018(平成30)年度の新規埋立量は42千トンであり、この年度の実質的な最終処分量96千トン+42千トン=138万トンと比較すると、2020(平成30)年度の実質的な最終処分量は減少しています。
- その他の産業廃棄物の最終処分量は、種類によって増減があるものの、合計での増加はほとんどありません。

項目	中間見直し時 2014 (H26)	目標 2020 (R2)	現状 2018 (H30)
産業廃棄物最終処分量	96千トン	90千トン	136千トン
【参考】 // (燃え殻・ばいじんの相殺分を除く)	(138千トン)	—	(136千トン)



種類別の最終処分量（平成26年度、平成30年度）



(イ) 課題

- 産業廃棄物の多くを占める汚泥、がれき類、家畜のふん尿等は、経済活動に伴って排出されることから、廃棄物施策によって発生量を大きく削減することが難しい中で、各企業の状況を踏まえたきめ細かな対策が必要となります。
- 産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の削減のため、建設系廃棄物・廃プラスチック類等の分別の徹底やリサイクルの技術開発・施設整備等を促進する必要があります。特に、ガラス陶磁器くずに分類される「使用済み瓦」については、庄内地域を中心に多く排出されていますが、再生利用は一部に限られ、多くが最終処分されていることから、新たな利用方法を開発し、その促進を図る必要があります。
- 2017（平成29）年12月に、プラスチック・古紙類等を資源として輸入していた中国が規制を強化しました。これにより、循環資源の国内外の需給バランスが崩れ、国内の廃棄物処理がひっ迫し、保管物が山積みになるなど大きな影響を受けています。本県では、処理が追いつかないなどの事例は発生していませんが、今後の安定的なリサイクルの推進に向け、処理体制の整備を支援する必要があります。
- 産業廃棄物最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少する傾向にある一方で、新たな整備には長期間を要すること、また、外国政府による廃棄物の輸入規制等の社会状況にも影響を受けることに加え、近年、頻発している自然災害発生時において被災市町村を支援する上で、産業廃棄物最終処分場が重要な役割を果たしていることなどを考慮し、十分に余裕をもって施設整備を進めていく必要があります。
- 県内の産業廃棄物最終処分場に大量の県外産業廃棄物が搬入された場合には、県内における産業廃棄物の適正処理が困難になり、産業活動や県民生活に支障をきたすおそれがあります。また、最終処分場に対する県民の不信感が増大するため、将来にわたって安定的に産業廃棄物最終処分場を整備していくことが困難になるおそ

れがあります。このため、県外からの産業廃棄物の搬入については、県内産業廃棄物の適正処理に影響を及ぼすことがなく、県民の理解を得ることができる水準に抑制する必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動に大きな影響が生じていますが、産業廃棄物処理は不可欠な社会インフラであり、まん延時にも安定的に事業を継続する必要があります。

2 第2次計画の具体的な施策に関する数値目標の達成状況

県民、事業者及び市町村の取組みに関する具体的な数値目標の達成状況は、次のとおりです。

【県民の取組みに関する目標】

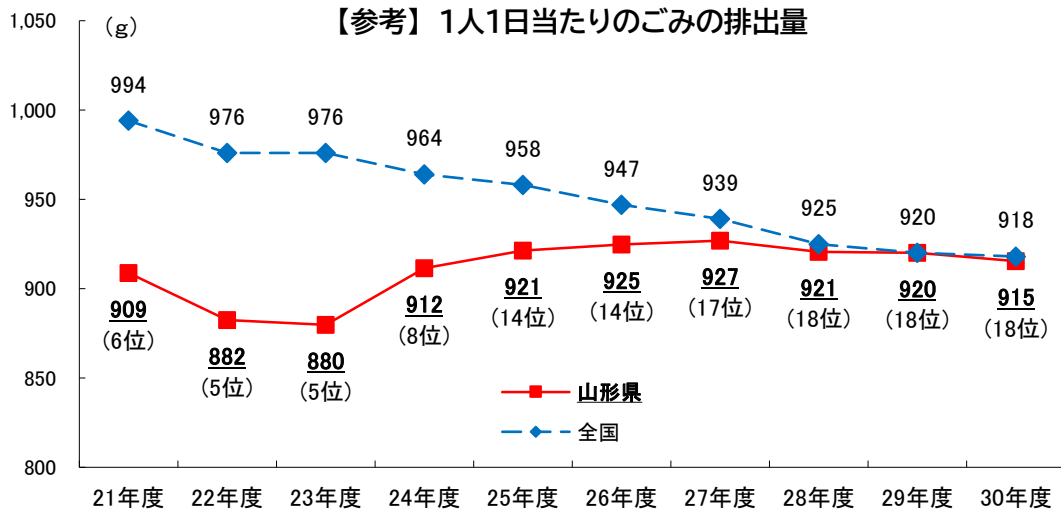
項目	数値目標項目	中間見直し時	目標	現状
		2014 (H26)	2020 (R2)	2018 (H30)
発生抑制	1人1日当たりのごみの排出量	925 g	820 g	915 g
	ごみ焼却施設に搬入される生ごみ(厨芥類)の量	54千トン	52千トン	37千トン
	やまがた環境展来場者数	19,774人	毎年度 22,000人以上	18,489人
循環的利用	スーパー等による店頭回収量	1,755トン	2,000トン	4,948トン
3Rに係る 人材育成等	山形県環境学習支援団体認定数	31団体	40団体	41団体
不法投棄防止	不法投棄原状回復未済箇所数	18	10	14
	新規発生事案年度内解決率	40.9%	50%	50%
	不法投棄防止対策事業への参加者数	371	450	481
	不法投棄防止協力協定締結団体数	15	17	15
海岸漂着物等 対策	海岸清掃等ボランティアの参加者数	3,254人	毎年度 3,000人以上	3,892人
	海岸清潔度ランク	46.2% (18/39区域)	H23年度春期比 1ランク以上アップ	59% (23/39区域)

◎ 1人1日当たりのごみの排出量

- 第2次計画の中間見直し前に基本的数値目標としていた「1人1日当たりのごみの排出量」は、2011(平成23)年度を下限として一旦上昇に転じ、2016(平成

28) 年度からは再び減少傾向となっています。このような傾向は、東北各県で概ね共通しており、東日本大震災の復興事業等の影響を受けたものと考えられています。

- 本県の排出量は、2018（平成 30）年度値で 915 g となっており、東北で最も少なく、全国では少ない方から数えて 18 位に相当します。



◎ スーパー等による店頭回収量

- スーパー等の事業者が環境への取組みとして行っている紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の店頭回収量は大きく増加し、目標値を上回っています。
- 一方、適切に分別されなかったり、洗浄されないまま出されたりするなどして、スーパーの担当者や回収業者が対応に苦慮する事例も生じています。

【事業者の取組みに関する目標】

項目	数値目標項目	中間見直し時	目標	現状
		2014 (H26)	2020 (R2)	2018 (H30)
発生抑制	多量排出事業者数	212	75	257
循環的利用	一般廃棄物処分業者による再資源化量	11,769トン	15,000トン	10,568トン
	紙ごみなど共同回収に取り組む団体数	1	10	1
	建設業におけるリサイクル率	91%	90%	90.8%
	下水汚泥リサイクル率	83.9%	85%	85.6%
	農業用廃プラスチックのリサイクル率	73.4%	90%	66.3%
	製造業等におけるリサイクル率	34.7%	45%	30.9%
3Rに係る 人材育成等	リサイクルシステム認証制度の認証数	7	11	7
循環型産業	3R推進環境コーディネーターの相談件数 (年間)	219件	250件	211件
	リサイクル製品認定数	53製品	70製品	50製品
	リサイクル認定製品販売額	4,302,009 千円	4,700,000 千円	3,979,982 千円
	新たな再生可能エネルギー活用事業者数	3	10	10
	環境保全型農業実施農家の割合	56%	75%	41%
適正処理	優良産業廃棄物処理業者認定件数	72	100	108
	電子マニフェスト導入許可業者数	236	600	335
	電子マニフェスト活用排出事業者数	561	1,300	1,298
	行政検査の違反率	5.0%	2%	3.8%
	高濃度PCB廃棄物の処理進捗率	37%	80%	88%
	安定器等・汚染物の処理進捗率	10%	60%	65%
	最終処分場の放流水検査等の違反率	5%	0%	2%
	最終処分場跡地の違法な掘削行為件数	0	0	0

◎ 多量排出事業者数

- 多量排出事業者は、建設業、製造業が多くを占めています。これらの事業者が排出する産業廃棄物は汚泥やがれき類などであり、経済活動の活発化のため減少しなかったものと考えられます。

- ◎ 一般廃棄物処分業者による再資源化量
- ◎ 紙ごみなど共同回収に取り組む団体数
 - 工業団地に立地する事業者を対象とした紙ごみの共同回収システムの構築に向けて働きかけを行いました。規模の大きい事業者では既に紙ごみのリサイクルに係る独自の取組みが進められていたことや、その他の事業者も紙ごみの処理に係る既存の取引を優先する意識が強かったことなどから、実現に至りませんでした。
 - 中国による廃棄物輸入規制の影響で国際的な古紙相場が乱高下しており、また、国内でも近年の紙需要の低下により、古紙回収価格が下落しています。古紙資源の安定的な循環が必要です。

- ◎ 農業用廃プラスチックのリサイクル率
 - 農業用廃プラスチックは、リサイクル処理料金の値上がりや、分別不徹底・土汚れ付着等により、市町村の農業用廃プラスチック適正処理協議会による回収が進まず、リサイクル率が低下しています。分別の徹底に関する啓発を強化するなどして、リサイクルを促進する必要があります。

- ◎ 製造業等におけるリサイクル率
 - 廃棄物のうち廃酸・廃アルカリ・銻さいなど再生利用量が小さい種類が相対的に増加したため、リサイクル率が低下しました。

- ◎ リサイクルシステム認証制度の認証数
 - リサイクルシステム認証制度の認証数拡大に向け、様々な事業者に働きかけを行いました。事業の不採算等を理由として更新しない事業もあったため、認証数は横ばいとなりました。循環型産業の振興を通して情報収集を行い、新規申請に向けた働きかけを強化する必要があります。

- ◎ リサイクル製品認定数、リサイクル認定製品販売額
 - リサイクル認定製品数の拡大に向け、様々な事業者に働きかけを行うことにより、延べ数としては一定の新規認定を行いました。製造業者による新製品への更新や、認定に必要な品質検査費用への負担感を理由として認定を更新しなかった事例があり、製品数はほぼ横ばいとなりました。販売額についてもやや減少しています。
 - 循環型産業の振興のためには、今後もリサイクル認定製品の拡大を推進する必要があります。

◎ 環境保全型農業実施農家の割合

- 環境保全型農業の推進により、以前に比べその取組みが拡大し、栽培方法が一般化してきたため、実践農業者の自己認識が薄れ、数値に反映されませんでした。

◎ 優良産業廃棄物処理業者認定件数

- 産業廃棄物処理業者における適正処理や事業内容・財務等の情報公開を促進するとともに、産業廃棄物処理業の許可更新に合わせて働きかけを行った結果、目標を達成しました。今後も認定件数を拡大し、より一層の適正処理を推進する必要があります。

◎ 行政検査の違反率

- 廃棄物処理施設のばい煙や放流水等の基準適合確認のため実施する行政検査は、設備劣化のおそれがある古い施設を対象として選定するため、違反率が低下しない傾向にあります。基準違反の是正を目的とする検査の運用上やむを得ない場合もあり、今後も同様の方針で実施する必要があります。

◎ 高濃度PCB廃棄物の処理進捗率、安定器等・汚染物の処理進捗率

- 高濃度PCB廃棄物は、排出者（保管事業者等）に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）に定められた期限（※）まで、確実に適正に処理することが義務付けられています。

※高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー）：2022（令和4）年3月31日まで

〃 （安定器等及び汚染物等）：2023（令和5）年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物：2027（令和9）年3月31日まで

- 変圧器・コンデンサー類の処理の進捗率は約88%、安定器等・汚染物の処理の進捗率は約65%で、いずれも2020（令和2）年度末までの目標値を上回っていますが、法に定められた期限まで処理が完了するよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

【市町村の取組みに関する目標】

項目	数値目標項目	中間見直し時	目標	現状
		2014 (H26)	2020 (R2)	2018 (H30)
発生抑制	雑紙回収実施市町村数	27	全市町村	33
循環的利用	生ごみリサイクルが行われている市町村数	14	23	15
	小型家電リサイクルに取り組む市町村数	20	全市町村	35
3Rに係る 人材育成等	ごみ処理有料化実施市町村数	30	全市町村	30
循環型産業	グリーン購入調達方針策定市町村数	11	全市町村	21
	焼却処理された一般廃棄物のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合	31%	70%	54%
適正処理	処理業者と市町村等との環境保全協定締結数	96	100	96
災害時対策	災害廃棄物処理計画（災害時対応マニュアル等）の策定市町村数	0	全市町村	8

◎ 雑紙回収実施市町村数、生ごみリサイクルが行われている市町村数、焼却処理された一般廃棄物のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合

- 雑紙回収を実施する市町村数は、全35市町村中33市町村と、わずかに目標に達しませんでした。未実施の市町村は、行政区域近隣に古紙回収業者がないことなどを理由としています。
- 生ごみのリサイクル実施市町村数や、発電設備の設置された焼却施設での処理も、目標に達しませんでした。引き続き、市町村等による整備を促進していく必要があります。

◎ 災害廃棄物処理計画の策定市町村数

- 県内における大規模な自然災害の続発を受け、全市町村で市町村災害廃棄物処理計画が策定される見込みとなっています。

3 食品ロスに関する現状と課題

(1) 現状と課題

- 深刻な飢えや栄養不良に苦しむ人々が世界に多く存在する中で、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題とされ、循環基本計画において、SDGsを踏まえた家庭系の食品ロス削減目標として「家庭から発生する食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減」が設定されています。また、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年10月に食品ロス削減推進法が施行されました。
- 全国における食品ロスの発生量は、年間612万トン（2017（平成29）年度）と推計されています（環境省、農林水産省）。内訳は、事業系が328万トン（54%）、家庭系が284万トン（46%）とほぼ半々で、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）と家庭の双方に削減を働きかける必要があります。
- 県では、食品ロス削減推進法の施行以前である2016（平成28）年度から、食品ロスの削減を「ごみゼロやまがた県民運動」の柱の一つとして位置付け、食べきり運動等に係る周知啓発を行っています。また、2017（平成29）年度及び2019（令和元）年度には主に事業者を対象とした「食品ロス削減シンポジウム」を開催したほか、「やまがた環境展」においても周知啓発を図ってきました。
- 一方、県内では食品ロス発生量に係る詳細な実態調査が行われておらず、実態が明らかになっていません。
- また、未利用食品を活用する取組みの一つに「フードバンク（フードドライブ活動）」があります。本県で活動している事業者はNPO法人や市町村社会福祉協議会など9団体あり、個人・団体・企業・生産者などから提供を受けた食品を、子ども食堂や生活困窮者へ提供する活動を行っています。県においても、「令和元年やまがた環境展」等のイベント開催時にフードドライブ実施への協力を行うとともに、置賜総合支庁では市町職員等を対象にした研修会を開催しています。しかしながら全国的に、フードバンクは安定的な活動の継続に課題を抱えています。

(2) 本県食品ロス発生量の試算（2017（平成29）年度）

- 本県では他県と同様、食品ロスに係る詳細な実態調査が行われていませんが、環境省による「令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」に基づく推計方法に準じ、家庭系食品ロス発生量を次のように試算しました。

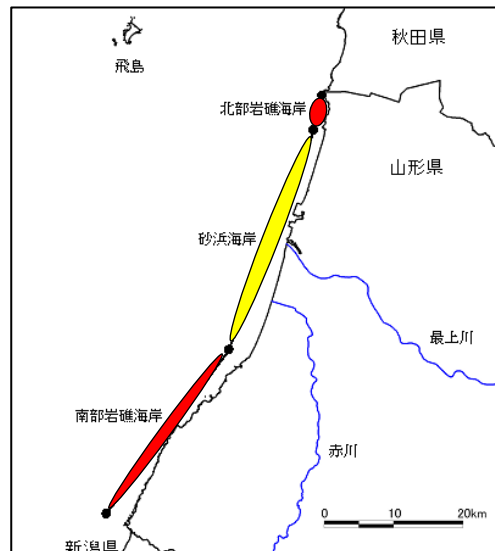
【家庭系食品ロス発生量試算の概要】

- a. 家庭から排出された食品廃棄物量を推計している市町村については、その合計
- b. 家庭から排出された食品廃棄物量を推計していない市町村については、その家庭系収集ごみ量（粗大ごみを除く。）の合計に、家庭系収集ごみに占める食品廃棄物の全国（a.に該当する市町村）平均割合 31.5%を乗じた値
- c. a.及びb.を合計し、本県の家庭系食品廃棄物量として試算する。
 $a + b = 62,740$ トン
- d. c.に、家庭から排出される食品廃棄物量に占める食品ロス（区分：直接廃棄、過剰除去、食べ残し）の全国（a.のうち、食品ロスの区分ごとに推計している市町村）の平均割合 34.9%を乗じる。
 $62,740$ トン \times 34.9% = **21,897**トン（本県の家庭系食品ロス発生量試算）

※ 事業系食品ロス発生量については、農林水産省において、食品リサイクル法に基づく「食品廃棄物多量排出事業者定期報告」及び当該報告者に対するアンケート調査に基づき全国値の推計を行っていますが、推計方法の詳細が公表されておらず、本県に当てはめて適切に試算することが困難となっています。

4 海岸漂着物対策に関する現状と課題

- 本県は本州東北地方に位置し、沿岸部は西に日本海を望む全長約135km（飛島含む。）の海岸です。海岸線はほぼ南北に直線上に延びており、海岸線の形状から、北の秋田県境から吹浦漁港までの北部岩礁海岸、吹浦漁港から湯野浜海岸に至る砂浜海岸、湯野浜海岸から新潟県境までの南部岩礁海岸の3地域に区分することができます。北部岩礁地帯と南部岩礁地帯には、岩礁地帯の間に小規模な砂浜が存在しています。砂浜海岸のほぼ中央に最上川河口があり、海岸線に沿って庄内砂丘が形成され、海岸線から



陸域方向に50m以上の砂地が続き、海岸砂防林が整備され、背後に庄内平野が広がっています。酒田沖約40kmには県内唯一の離島である飛島があり、集落はその東海岸に位置し、漁港が整備されています。西海岸は砂利・礫海岸、海岸段丘となっ

ており、海岸線から100m程度が岩盤質の浅い海となっています。本県沿岸には、沖縄付近で黒潮から北へ分かれて日本海へ向かう対馬海流が流れています。波浪は、冬季には季節風の影響を受けて高波となり、砂浜では強風により飛砂が発生します。秋田県境から日向川までの沿岸部と飛島が鳥海国定公園、酒田港南側から新潟県境までの沿岸部が庄内海浜県立自然公園にそれぞれ指定されています。

- 砂浜海岸の中央部の最上川河口には、酒田港が立地し、日本海沿岸や内陸河川交通の要衝として発達してきました。また、南部、北部の岩礁部には漁港が点在し、地域経済の一端を担っています。
- その他、海水浴場、リゾート施設、観光施設が整備されており、様々な海洋レクリエーションの場としても利用されています。
- 本県を流域とし日本海に流入する水系は、最上川水系、赤川水系、荒川水系のほか、二級河川17水系があり、合計20水系となっています。本県の河川は、流域住民の生活用水のほか、農業用水、工業用水や水力発電等日常生活や経済活動における重要な役割を果たしています。
- 本県では全国的に見ても海岸漂着物問題に対して積極的な取り組みが行われており、回収活動については、海岸管理者、市町、地域住民、企業及び民間団体など様々な主体により実施されています。近年は県民の意識の高まりも見られ、ボランティアの参加者数も増加しています。
- 海岸漂着物を見ると、周辺国から流れ着いたものもありますが、様々な調査結果では、海岸漂着物の約7割は陸域部からのごみとなっています。また、2017（平成29）年度に環境省が行った遊佐町鳥崎海岸における海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査（モニタリング）の結果によれば、重量ベースで、漁具を含めた人工物が全体の7割以上を占め、そのうち8割はプラスチックで占められていました。他の地域でも同様の結果であり、海岸漂着物を削減するためには、プラスチックごみをいかに減らしていくかが大変重要となります。
- 2011（平成23）年3月に策定した本県の地域計画において、『海岸にごみが散乱していない状態「裸足で歩ける庄内海岸」』を目指す姿として、10年以内に達成すべき中期目標と、単年度に達成すべき短期目標を設定しています。また、その評価を、「海岸清潔度」という指標を用いて実施してきています。
- 2019（令和元）年度における「海岸清潔度」の結果は、調査区域39区域のうち目標を達成した区域は19区域で、達成率は48.7%でした。海岸清潔度のランクが変わらなかった区域は8区域で全体の20.5%、ランクが下がった区域は12区域で全体の30.8%であり、まだまだ対策が必要であることが裏付けられています。

	策定時（H23春期） 又は毎年度春期	短期目標 毎年度秋期	中期目標 R2年度春期	実績 R2年度春期
海岸清潔度 ランク	—	ランク3以上	策定時より 1ランク以上	19/39 (48.7%)

※海岸清潔度：2004（H16）年、最上川をフィールドに漂着ごみ量を客観的に評価するための物差しとして、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所と特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが協議して開発した「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」による。ランクが一つ小さい数値は1/2量、一つ大きい数値は2倍量を表す。

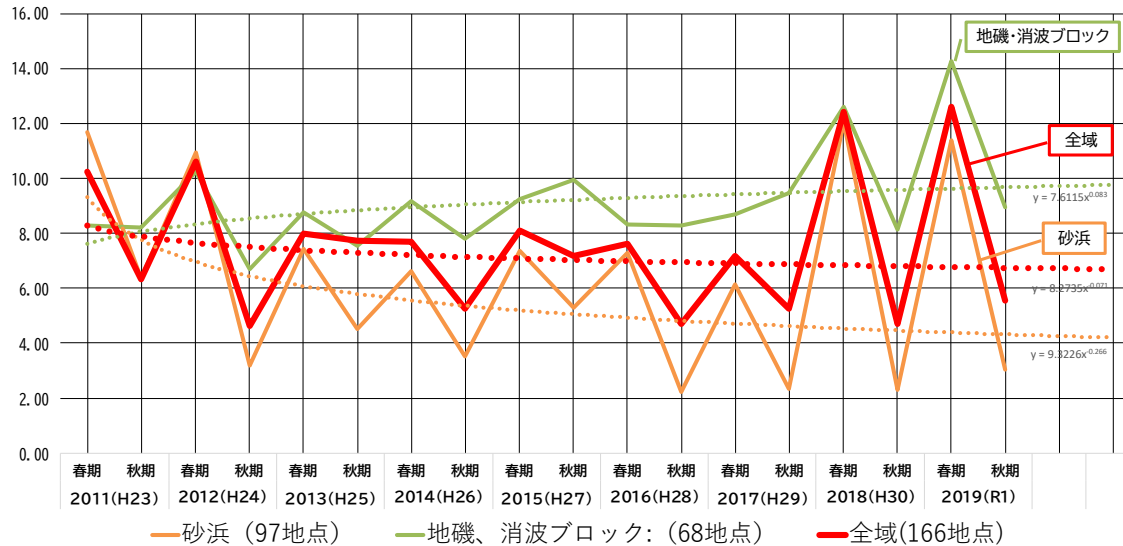
- 調査区域の中で海水浴場、漁港、港湾区域、飛島海岸など、ボランティアや海岸管理者による回収が頻繁に行われている区域の多くは目標が達成されていますが、岩礁帯や消波ブロックが設置されている区域においては、回収作業に危険が伴い、また、ごみが隙間に入り込み回収が困難となっていることから、目標が達成されていない状況にあります。
- 海岸漂着物の回収活動を行うと、一時的に海岸はきれいになりますが、その後の季節風等の影響により新たなごみが漂着してしまうのが本県の実情です。回収活動をせずにごみのないきれいな海岸を維持していくためには、海に流れ出すごみをいかになくすか（＝発生を抑制できるか）が大変重要です。
- 海岸漂着物の多くは、陸域部で意図的、非意図的に発生したごみが元となり、それが河川に入り込み、海に出ていくことで海岸にたどり着くものが多いと考えられます。したがって、陸域部での発生抑制、河川部での回収及びそのモニタリングが重要と考えられます。
- また、漂着しているものは県内のものに限らず、周辺県又は周辺国から流れ着いているものが多くあることから、本県のみならず、周辺県又は周辺国との連携が必要となっています。
- 更に近年の新たな問題として、マイクロプラスチックがあります。これは製品の原料の一部として使用された小さなプラスチックが環境中に流れ出たものや、大きなプラスチックが河川や海を漂う間に紫外線などの影響を受け細かくなったもので、回収が非常に困難であるとともに、生物等が食物と間違えて捕食し、生態系に大きな影響を及ぼします。このマイクロプラスチック問題も早急に対策を検討する必要があります。



漂着ごみの状況（遊佐町鳥崎海岸）

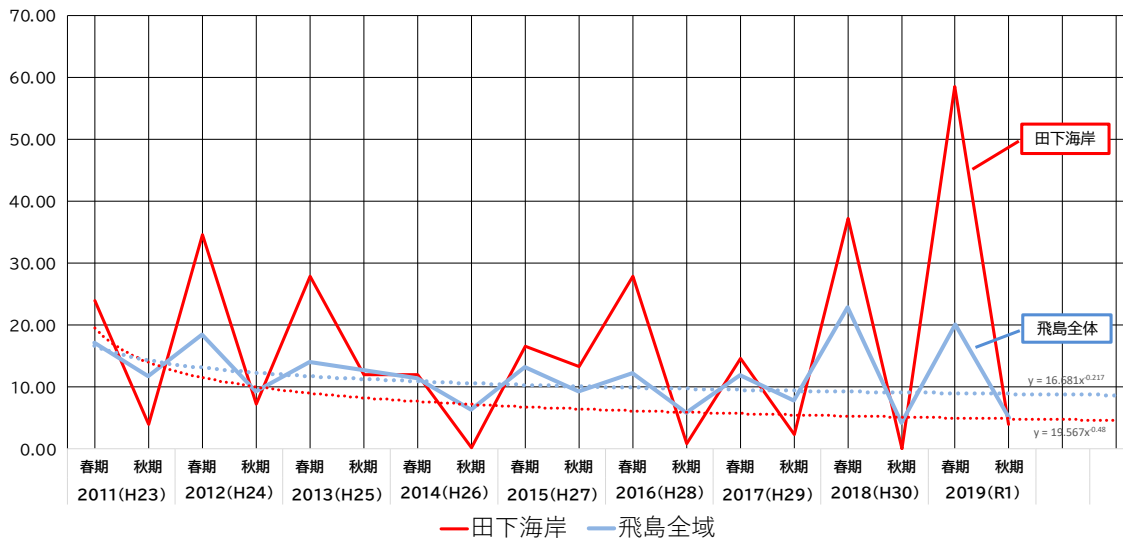
山形県の海岸漂着ごみのモニタリング結果（海岸全域・海岸形態別）

【ごみ袋数/10m、ごみ袋のかさ容量は20 リットル】



山形県の海岸漂着ごみのモニタリング結果（飛島海岸のみ）

【ごみ袋数/10m、ごみ袋のかさ容量は20 リットル】



山形県海岸漂着物対策推進協議会資料から NPO 法人パートナーシップオフィスが作成

5 廃棄物の将来予測

新たな基本的数値目標設定等の参考とするため2019（令和元）年度に実施した「山形県廃棄物実態調査」において、2020（令和2）年度以降の廃棄物の将来予測を行いました。

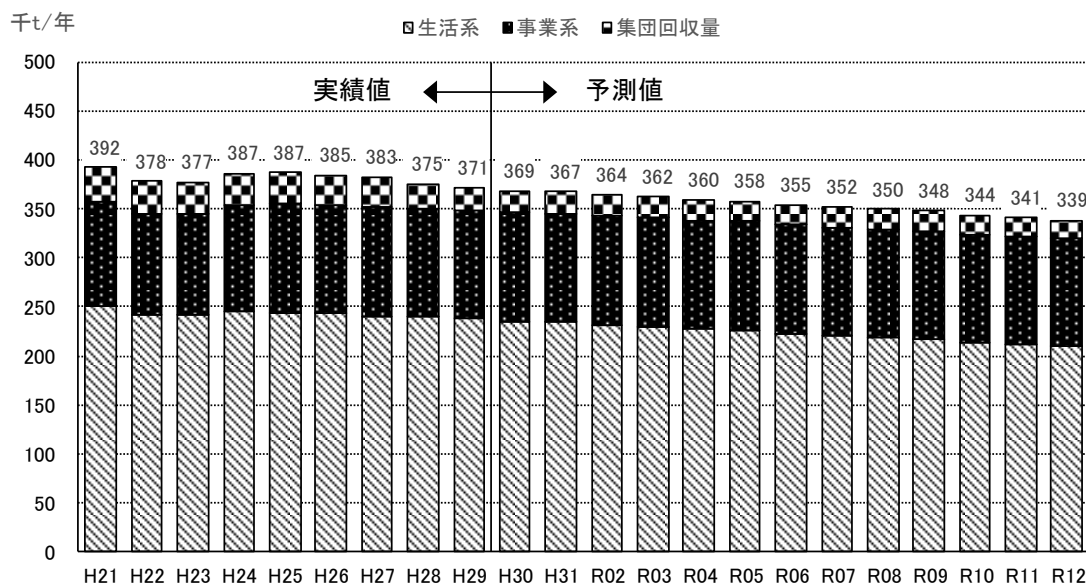
なお、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物の排出状況も大きく変化することが見込まれ、その推移を注視する必要があります。

（1）ごみ（一般廃棄物）

① 市町村による処理量の見込み

本県の総人口は減少する予測となっているため、ごみ排出量は減少すると予測されます。2021（令和3）年度では2017（平成29）年度と比較して1.8%、2025（令和7）年度では5.2%、2030（令和12）年度では8.8%減少すると予測されます。

市町村による処理量の実績と予測

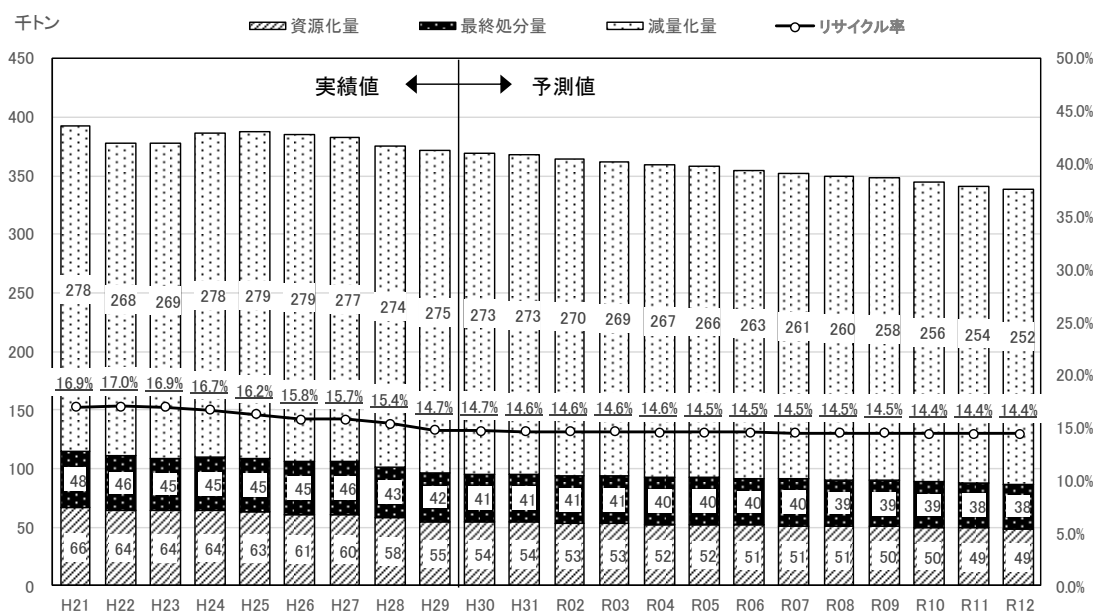


② 市町村による中間処理量とリサイクル率の見込み

市町村による焼却、破碎、堆肥化等の中間処理量は、各種の施策や施設整備状況によることから、現状の処理・処分が行われると仮定して、2017（平成29）年度のリサイクル率や最終処分率を用いて推計しました。

中間処理量は、排出量の減少に伴い減少するものと予測されます。リサイクル率は、集団回収量が2017（平成29）年度実績のまま今後も推移すると仮定すると、若干の減少傾向のまま推移すると予測されます。

市町村による中間処理量・リサイクル率の実績と予測

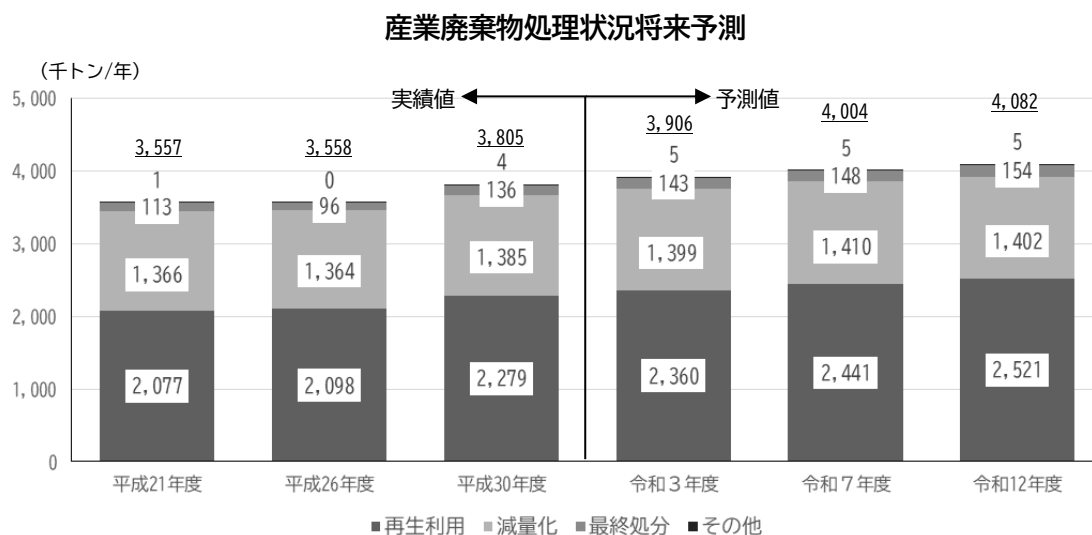


(2) 産業廃棄物

本県における過去の各業種別活動量指標（建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等、上水道業：県内人口、下水道業：水洗化人口、その他の業種：従業者数）の経年変化に基づく将来の活動量指標を予測し、2018（平成30）年度実績を基準として、今後の活動量指標の動向と産業廃棄物の排出量が同様に推移し、かつ、現状の各業種別・種類別の処理・処分率が将来も同じであると仮定して将来の見込みを推計しました。

産業廃棄物の排出量は、上下水道業は減少傾向で推移するものの、建設業と製造業が増加傾向で推移するため、全体として増加傾向となり、2030（令和12）年度の排出量は4,082千トン、2018（平成30）年度比で7%程度増加すると見込まれます。

これに伴い、再生利用量、減量化量及び最終処分量もそれぞれ増加すると予測されます。



第4章 計画の基本的数値目標

本計画の基本目標を達成するため、次の考え方にに基づき、基本的数値目標を設定します。

【設定の基本的な考え方】

- ごみ（一般廃棄物）と産業廃棄物に係る項目については、これまでの県民や事業者等の取組みの進捗と成果を適切に把握するため、原則として第2次計画（中間見直し版）の設定項目を引き継ぎます。
- 第4次山形県総合発展計画及び第4次山形県環境計画に掲げる重要業績評価指標（KPI）との整合性を取り、「1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量」を新たに目標項目として位置付けます。
- 本計画に統合して策定する「食品ロス削減推進計画」に係る項目として、「家庭系食品ロス発生量」を設定します。
- 本計画に統合する「海岸漂着物対策推進地域計画」に係る項目として、「海岸清潔度ランク」を設定します。
- 各目標値については、2015（平成27）年度を最新値として策定された循環基本計画の2025（令和7）年度目標値を踏まえ、本県の実情に合わせ、実現性のある数値として設定します。

（1）基本的数値目標の設定理由及び設定値の考え方

① ごみ（一般廃棄物）

ア 発生抑制に関する目標

- ごみ（一般廃棄物）の排出量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で38,000千トン（2015（平成27）年度比13.5%減）です。
県では、これに準じて2025（令和7）年度で350千トン（2015（平成27）年度比13.5%減）を中間目標とし、更に5年後まで同じペースで削減を進めるものとし、2030（令和12）年度目標を326千トンとします。
- 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で11,000千トン（2015（平成27）年度比15.7%減）です。
県では、これに準じて2025（令和7）年度で94千トン（2015（平成27）年度比15.7%減）を中間目標とし、更に5年後まで同じペースで削減を進めるものとし、2030（令和12）年度目標を87千トンとします。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ（一般廃棄物）の排出量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で440g（2015（平成27）年度比14.7%減）です。

県ではこれに準じて、2025（令和7）年度で440 gを中間目標とし、更に5年後まで同じペースで削減を進めるものとし、2030（令和12）年度目標値を408 gとします。

- 1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で850 gです。

県ではこれに準じて2025（令和7）年度の中間目標を850 gとし、2030（令和12）年度目標については、2018（平成30）年度の全国一ごみの少ない県である長野県の実績値が817 gであることを踏まえ、810 gとします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
ごみ（一般廃棄物）の排出量	391千トン	350千トン	326千トン
事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量	110千トン	94千トン	87千トン
1人1日当たりの家庭系ごみ（一般廃棄物）の排出量	528 g	440 g	408 g
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量	915 g	850 g	810 g

イ 資源の循環的利用に関する目標

- ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で28%となっており、県の現状値より約10%高くなっています。

数値を大きく向上させるには、例えば、市町村等における中間処理施設の整備やリサイクル品の大口販路などが必要ですが、これらには時間を要することから、県では、2030（令和12）年度目標を政府の2025（令和7）年度の目標である28%とし、2025（令和7）年度の中間目標は、現状値からの中間値である23%とします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率	18.2%	23%	28%

ウ 適正処理に関する目標

- ごみ（一般廃棄物）の最終処分量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で3,200千トン（2015（平成27）年度比23.2%減）です。

県でこれに準じると、2025（令和7）年度で35千トン（2015（平成27）年度比23.2%減）が中間目標、更に5年後まで同じペースで削減を進めるものとして、2030（令和12）年度目標が31千トンとなりますが、中間目標と現状が同じになるため、中間目標は現状と目標の中間値である33千トンとします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
ごみ（一般廃棄物）の最終処分量	35千トン	33千トン	31千トン

② 産業廃棄物

ア 発生抑制に関する目標

- 産業廃棄物の排出量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で390,000千トン（2015（平成27）年度比0.3%減）です。

県では、これに準じて2025（令和7）年度で3,497千トン（2015（平成27）年度比0.3%減）を中間目標とし、更に5年後まで同じペースで削減を進めるものとし、2030（令和12）年度目標を3,492千トンとします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
産業廃棄物の排出量	3,805千トン	3,497千トン	3,492千トン

イ 資源の循環的利用に関する目標

- 産業廃棄物のリサイクル率に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で38%であり、県の現状値はこれを達成しています。

県の産業廃棄物排出量の約60%を占めるがれき類、動物のふん尿、ばいじんは、既にリサイクル率が約88%という高い数値になっており、一方で約30%を占める汚泥は水分が乾燥・脱水により失われることによりリサイクル率は上がらないという性質があるため、これ以上の向上は現実的に難しいと考えられます。このため、目標は第2次計画の60%を据え置くこととします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
産業廃棄物のリサイクル率	59.9%	60%	60%

ウ 適正処理に関する目標

- 産業廃棄物の最終処分量に係る政府の目標は、2025（令和7）年度で10,000千トン（2015（平成27）年度比0.9%減）です。

県の2018（平成30）年度最終処分量の約3割を占める火力発電所由来の燃え殻・ばいじんの発生要因が、冬季の悪天候時にリサイクルのための海上輸送ができない場合のやむを得ない埋立てによるものであるほか、その他の埋立物も、複数の廃棄物が混合して分別できないなど、リサイクルが困難なものが多いことから、2018（平成30）年度の産業廃棄物の排出量に対する最終処分量の割合（最終処分量：3.6%＝136千トン／3,805千トン）を維持するものとし、中間目標（2025（令和7）年度）を125千トン、目標（2030（令和12）年度）を124千トンとします。

項目	現状 2018(H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
産業廃棄物の最終処分量	136千トン	125千トン	124千トン

③ 食品ロスの削減

- 食品ロスの削減に係る政府の目標は、2030（令和12）年度で、家庭系・事業系それぞれ2000（平成12）年度から半減させることとし、合計489万トンです。これは、2017（平成29）年度から20.0%減に相当します。

県では、独自試算（※）による「家庭系食品ロス発生量」を目標として設定し、国に準じて、中間目標（2025(令和7)年度）を20千トン、目標（2030（令和12）年度）を18千トン（2017（平成29）年度比20.0%減）とします。

※試算方法はP.26に記載しています。

項目	現状 2017(H29)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
家庭系食品ロス発生量（県独自試算）	22千トン	20千トン	18千トン

④ 海岸漂着物対策

- 海岸漂着物対策については、政府の目標は設定されていません。
 県では、「海岸清潔度ランク」を対策の効果を把握するための独自目標とし、毎年度の春期と秋期を比較する「短期目標」（回収活動の効果を見る）と、10年後の春期を比較する「中期目標」（発生抑制の効果を見る）とに分けて設定することとします。
- これまでの対策の成果を反映させるため、基準年度を2011（平成23）年度とし、目標年度を2030（令和12）年度とします。これまで一度もランクが上がらない区域（回収困難地点ある区域）が5区域ありますが、今後、回収手法等の検討を進めることとし、引き続き従前と同じく、全39区域での1ランクアップを目標とします。

項目	現状 2020(R2)	目標 2030 (R12)
海岸清潔度ランクが2011(H23)年度春期より1ランク以上アップした区域数	19区域/39区域	39区域/39区域
<p>中期目標：10年後の春期海岸清潔度のランクを2011（H23）年度春期より1ランク以上高める。</p> <p>短期目標：秋期海岸清潔度のランクを3以上にする。 （漂着の著しい区域は、春期海岸清潔度と比較しランクを2以上高める。）</p>		

【基本的数値目標項目及び設定値一覧】

項目	現状 2018 (H30)	中間目標 2025 (R7)	目標 2030 (R12)
ごみ（一般廃棄物）			
ごみ（一般廃棄物）の排出量	391 千 t	350 千 t	326 千 t
事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量	110 千 t	94 千 t	87 千 t
1人1日当たりの家庭系ごみ（一般廃棄物）の排出量	528 g	440 g	408 g
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量	915 g	850 g	810 g
ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率	18.2%	23%	28%
ごみ（一般廃棄物）の最終処分量	35 千 t	33 千 t	31 千 t
産業廃棄物			
産業廃棄物の排出量	3,805 千 t	3,497 千 t	3,492 千 t
産業廃棄物のリサイクル率	59.9%	60%	60%
産業廃棄物の最終処分量	136 千 t	125 千 t	124 千 t
食品ロスの削減			
家庭系食品ロス発生量 ^{※1}	22 千トン ^{※2}	20 千 t	18 千 t
海岸漂着物対策			
海岸清潔度ランクが 2011(H23)年度春期より1ランク以上アップした区域数	19 区域 /39 区域	—	39 区域 /39 区域
	(中期目標) 10年後の春期海岸清潔度のランクを 2011(H23)年度春期より1ランク以上高める。		
	(短期目標) 秋期海岸清潔度のランクを3以上にする。 (漂着の著しい区域は、春期海岸清潔度と比較しランクを2以上高める。)		

※1 環境省の推計方法に基づき県が独自に試算したもの。試算方法は P.26 に記載。

※2 2017(H29)年度における試算。

第5章 施策の柱と展開方向

- 本県が目指す将来の姿の実現に向け、第2次計画の取組みの継続性を保ちつつ、更に発展させるため、第2次計画の3つの柱を引き継ぎ、各種施策を総合的に推進していきます。
- 施策の柱ごとに評価指標を設定し、その推移により施策の検証・評価を行います。
- 3つの柱は、第4次山形県環境計画の「施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築」の展開方向と共通であり、本県の環境施策との連携を図っています。

1 資源循環型社会システムの形成 (廃棄物の発生抑制)



(1) 県民運動等によるライフスタイルの変革の促進

① ごみゼロやまがた推進県民会議を核とした県民運動

- ごみゼロやまがた推進県民会議構成団体等と連携し、大型スーパー等で、ごみの削減、食品ロスの削減にかかる啓発資料（環境にやさしいレシピ集やごみ減量事例集などの保存版資料）等を配布するキャンペーンを実施し、広く家庭に向けた啓発を推進します。



啓発資料（レシピ集及びごみ減量事例集）

- ごみゼロやまがた推進県民会議構成団体を通して、傘下の企業・機関・会員等に県民運動の取組みを周知し、更にその従業員等に対する働きかけを行い、県民運動としてごみ削減に取り組むよう啓発を推進します。
- 教育機関と連携し、職員出前講座や県環境アドバイザー派遣事業等を活用し、児童・生徒や学生への啓発を強化します。

【コラム】やまがた環境展

環境問題に取り組む事業者、団体、行政等が環境に配慮した製品や環境技術の展示を行い、3Rのほか、地球温暖化対策や自然との共生など、環境全般に関する情報を発信する場として、「3R推進月間」である10月の土・日曜日に開催しています。平成15年度に始まり、平成23年度からは現在の名称となり、毎年約2万人が来場するイベントとして定着しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催しました。



② プラスチックごみ削減

- ゼロカーボンの実現に向けて、県民全体への働きかけとなるよう、市町村と一体となったプラスチックごみ削減共同活動を展開します。
- プラスチックごみ削減を考える専用ウェブページを開設し、マイクロプラスチックなど海洋プラスチック問題、プラスチックに係る現状と処理・リサイクルの状況、分別の意義、一人一人ができること（行動事例）、プラスチックの賢い使い方を紹介するなどの啓発を推進します。
- 職員出前講座や県環境アドバイザー派遣等の周知を図り、学校・住民団体・企業等においてプラスチックごみ削減に係る環境教育を実施します。
- 在宅勤務や飲食店のテイクアウト増加等、新型コロナウイルス感染症想定「新しい生活様式」に対応した啓発資料を作成し、SNS（ツイッター・フェイスブック等）・専用ウェブページを活用して家庭への啓発強化に取り組みます。
- 飲食店等で使用されるプラスチック製ワンウェイ（再使用されない）容器等の使用抑制や、リサイクル・リユース製品の活用、環境に配慮した包装資材への転換促進等を支援するとともに、マイバッグデザインコンテストなどによりレジ袋の使用削減とマイバッグの普及啓発を強化するなど、プラスチックの使用削減に向けた県民のライフスタイル変革に取り組みます。
- 小売店・スーパー、デリバリー飲食店等と連携し、過剰包装排除に向けた取り組みを促進します。
- プラスチックごみ削減につながる環境配慮型製品の開発・販売への支援を行います。
- 政府が導入を進めているプラスチック資源循環の新制度等について、市町村及び事業所の取り組みを支援します。

【評価指標】

- ◎ 一般廃棄物の可燃ごみ中の「ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革」の量（2018（H30）年度を100とした指数）（※2）

※ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）に基づき、2018（平成30）年度の一般廃棄物の可燃ごみ排出量（水分含む）に、ごみ組成調査による水分減量後の組成比率を乗じた値を100とし、年度ごとの推移を評価する（年度ごとの水分含有率は一定と仮定し、県独自算定）

【コラム】プラスチック・スマート

環境省が2019（平成31）年1月に立ち上げた「プラスチック・スマート」フォーラムのウェブサイトでは海洋プラスチックごみの削減に取り組む企業・団体の事例を紹介しており、例えばファストフードチェーンは、プラスチック製おもちゃを回収して食品トレイに再生する取組みを行っています。



【コラム】プラスチック資源循環の新制度

政府では、使用済みプラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収等の新制度の導入を進めています。消費者に分かりやすい分別ルールにすることで資源回収量の拡大を図るとともに、現在の容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルすることや、市町村とリサイクル事業者がそれぞれ行っている選別等の中間処理を一体的に運用すること、更に、排出事業者や製造事業者にもリサイクルに向けた取組みを求めることなどが検討されています。

（2）家庭・事業所での分別・リサイクルの促進

① 家庭における資源ごみの分別徹底と個別リサイクル法に基づく適正なりサイクルの促進

- 市町村広報誌と県SNSとの連携や専用ウェブページの開設により、資源ごみ（古紙類、ペットボトル、小型廃家電、食品トレイ等）の分別徹底に係る周知啓発を行います。
- 市町村・事業者・回収業者と連携した共同一斉回収を推進します。
- 小売店に協力して店頭回収を促進するとともに、適切な分別に係る周知啓発を行います。
- 集団回収によるリサイクルを促進するため、市町村とともに、実施団体が減少している地域における新たな団体の掘り起こしや新たな回収方法の検討を行います。
- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等の個別リサイクル法に基づき、対象となる廃棄物が適正に回収処理されるよう、市町村と連携して周知啓発を行います。
- 県環境部局及び建設部局が連携して、建設リサイクル法に基づく解体工事現場へのパトロール及び監督・指導を行い、分別解体等の徹底を促進します。また、公共工事においては、積極的に再生資源の利用（再利用、再生資材の利用）及び再資源化処理（廃棄物の適正処理）を図るため、建設部局の計画に基づき、建設リサイクルを促進します。

- 学校や住民団体等に対し、職員出前講座や県環境アドバイザー派遣制度等の講師派遣制度の周知を行い、環境教育による家庭での3Rを促進します。
 - 市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理施設の更新計画策定に当たっては、リサイクル施設（生ごみのリサイクルを含む。）や、発電・熱回収等を行うエネルギー回収型ごみ処理施設等の導入に向け、助言等の支援を行います。
- ② 業界・事業所等の実情に応じた発生抑制とリサイクルの促進
- 業界団体と連携し、建設業の汚泥・がれき類・使用済み瓦、農畜産業の廃ビニールや家畜のふん尿、果樹剪定枝、漁業の使用済み漁具、製造業の生産ロスや廃プラスチック等に係る業界ごとの共通課題を把握し、減量化とリサイクルに向けた具体的な対策を検討・実施します。
 - 事業系ごみの多くを占める紙類が適切に分別されるよう、業界団体と連携した周知啓発を行います。
 - ※ 業界団体との連携に当たっては、県関係部局・市町村と広域的に協働して取り組みます。
 - 県3R推進環境コーディネーターが積極的に企業訪問を行い、各業界等への情報提供・助言や、廃棄物の削減・循環的利用に係るマッチング支援を行います。
 - 食品小売業や飲食業における発注支援システム（AI（人工知能）による需要予測等）の導入など、事業系ごみの発生抑制に係る取組みを支援します。
 - 業界団体・事業所のリサイクル担当者向け研修会の実施等により、各団体・事業所の人材育成を行います。
 - 飲食店、宿泊施設、小売店・スーパーを対象とした「もったいない山形協力店」について、市町村と連携して周知することにより登録拡大を図り、事業系ごみの排出抑制及びリサイクルを促進します。
 - 県等の行政機関が先導して会議資料等の電子化や電子決裁システム等を拡充し、紙資源の節減を進めます。

【評価指標】

- ◎ 集団資源回収実施団体数【県調査】及び回収量【一般廃棄物処理事業実態調査】
 《現状(2018(H30)年度)：団体数 2,476、回収量 21,533 トン》
- ◎ スーパー等による店頭回収量
 《現状(2018(H30)年度)：4,948 トン(主な量販店へのアンケート調査)》
- ◎ 小型家電リサイクル法に基づく市町村回収量
 《現状(2018(H30)年度)：148.01 トン》
- ◎ 一般廃棄物処分業者による再資源化量【一般廃棄物処理事業実態調査】
 《現状(2018(H30)年度)：10,568 トン》
- ◎ 建設業におけるリサイクル率
 《現状(2018(H30)年度)：90.8%》
- ◎ 農業用廃プラスチックのリサイクル率
 《現状(2018(H30)年度)：66.3%》
- ◎ 製造業等におけるリサイクル率
 《現状(2018(H30)年度)：30.9%》

【コラム】AI（人工知能）による需要予測システム ～無駄のない発注で食品ロスを削減～

AI（人工知能）の普及により、近年、小売業や飲食業の分野で需要予測システムが活用され始めています。「2019年版中小企業白書」では、三重県伊勢市の食堂の事例として、天候や近隣の宿泊者数などと自店来客数の関係を調べ、150種類に及ぶデータ解析を重ねた結果、「どの時間帯に客が何人」、「客が注文するメニューは何か」などの項目について90%以上の精度で事前予測ができるようになり、食品ロスの大幅な改善にもつながったことが紹介されています。

(3) 循環資源に関する情報収集及び発信

- 国際情勢を踏まえた廃プラスチック類・古紙類等の再生利用ルートの確保・拡充に向け、国内外の市場動向等の情報収集と発信を行います。
- 県3R推進環境コーディネーターが積極的に企業訪問等を行い、各業界等への情報提供・助言を行います。
- リサイクルに対する県民の理解を深め、具体的な3R推進の行動につなげるため、専用ウェブページ等による資源ごみ（古紙類・ビン・カン・ガラス・ペットボトル等）のリサイクル状況の情報発信や、出前講座・県環境アドバイザー派遣等の環境教育を推進します。

- 市町村や事業所における発生抑制とリサイクル等に関する取組みを収集・発信し、成功事例の共有を進めます。

【コラム】もったいない山形協力店 ～環境にやさしいお店～

県内の飲食店、宿泊施設、小売店、スーパーを対象に食品ロスやごみの削減、リサイクルに取り組むお店を募集して「もったいない山形協力店」として登録し、県ホームページ等で紹介しています。2020（令和2）年12月時点で334事業所が登録されています。



【コラム】循環資源（プラスチック、古紙類、古着等）の動向

～ごみの出し方・分別ルール的重要性～

中国や東南アジアでの循環資源（プラスチック、古紙類、古着・古布等）の輸入規制や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による輸出停滞などで、国内では循環資源が滞留したり、業者による買取価格が大幅に下落して逆有償（お金を払って引き取ってもらうこと）になったりする事例も出てきています。自治体のごみの出し方・分別のルールを守ることによって回収・再生業者の負担が減り、買取価格低下を防ぐことにつながります。

（4）食品ロスの削減

① 事業所等への支援

- 宴会時における料理の食べきりを促進する「3010運動^{さんまるいちまる}」の取組みなど、市町村・関係機関と連携した一斉キャンペーンを実施し、また、県のSNS活用や専用ウェブページ開設、店頭用啓発素材の開発等により、家庭・事業所への啓発を行います。
- 「もったいない山形協力店」について、消費期限切れが間近な商品の販売促進サービスの導入支援や、協力店共通利用ポイント等アドバンテージ制度の導入などの事業所の取組みを支援します。また、「もったいない山形協力店」と連携し、料理を持ち帰ることができる「テイクアウトボックス」の普及を図ります。
- 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物の再生利用を促進するため、リサイクル業者に係る情報発信や、先進的取組み事例の周知を行います。
- 事業所の食品ロス削減に係る指導を行うアドバイザーの育成を図るとともに、その活用を促進します。

② 県民への普及啓発

- 県SNS・専用ウェブページ及び広報誌や、市町村、関係機関・団体等と連携した一斉キャンペーン、セミナー・講演会の開催などにより、ゼロカーボン推進と併せて啓発を行います。
- 事業所等が行う食品ロス削減の取組みについて周知を行い、理解を促進します。
- 家庭の食品ロス削減に係る指導を行うアドバイザーの育成を図るとともに、その活用を促進し、また、県関係部局が所管する消費者向け講座や食育に関する事業と連携して、食品ロス削減に関する教育を推進します。

③ フードバンク・フードドライブ活動への支援

- 県関係部局と連携しながら、未利用食品の有効活用を図る「フードバンク活動」の県民への周知や、県内のフードバンク活動団体と生活困窮者支援機関とのネットワーク構築等支援・協力を行います。
- 県機関内での定期的なフードドライブの実施等による協力を行います。

④ その他

- 学生や住民等による食品ロス削減の取組みを支援することにより、地域の食品ロス削減活動の担い手育成に取り組みます。
- 県内の食品ロス量把握のためのごみ組成調査の実施について、政府の支援制度を活用し、市町村と連携して取り組みます。
- 食品ロス削減推進法で努力義務として規定された市町村食品ロス削減推進計画の策定を支援します。
- 出前講座や県環境アドバイザー派遣等の周知を図り、学校・住民団体・企業等における環境教育を実施し、食品ロスの削減の啓発を行います。
- ごみゼロやまがた推進県民会議構成団体を通して、傘下の企業・機関・会員等への啓発を推進します。

【評価指標】

◎ ごみ焼却施設に搬入される生ごみ（厨芥類）の量【一般廃棄物処理事業実態調査】

≪現状(2018(H30)年度)：37,000 トン≫

【コラム】食品ロス削減に貢献する「フードバンク活動」

政府では、環境省、農林水産省、消費者庁などが連携して、余った食品の有効活用を図る「**フードバンク活動**」を支援しています。県内でも、一般社団法人、NPO 法人、市町村社会福祉協議会の一部、生活協同組合などがフードバンク活動を行っています。この活動で、寄付された食品を生活困窮者や子ども食堂などに提供しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少した家庭などにとって大きな支えとなりました。

また、酒田市の東北公益文科大学では、大学当局の協力のもと、学生サークルが食品ロス削減活動に取り組んでいます。学生ならではの自由な発想と旺盛な行動力で、市民や市内企業等の協力を得てフードバンク活動等を行っており、卒業後、地域活動の担い手となることが期待されます。

【コラム】飲食店での食品ロス削減の取り組み事例

◆^{さんまるいちまる}3010運動

宴会等で、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前になったら席に戻って料理を残さず食べるようにする、食べ残しを減らす運動です。右のポスターや三角ポップを、もったいない山形協力店やごみゼロやまがた推進県民会議構成団体に配布して啓発を行っており、実践が広がってきています。

◆テイクアウトボックス（ドギーバッグ）の活用

外食や宴会で、料理をどうしても食べきれない場合に持ち帰るための容器で、**テイクアウトボックス**のほか、**ドギーバッグ**などの名前が知られています。環境省が 2020（令和 2）年度に実施したコンテストでは、「**mottECO（モッテコ）**」という新しい名前が付けられました。

なお、料理の持ち帰りは、食中毒に十分注意する必要があります。お店に相談し、了解が得られた場合に限り、自己責任で持ち帰るようにしてください。



【各主体が配慮すべき事項・期待される役割】

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物を大切にし、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら資源として再生利用する（リサイクル：Recycle）という3Rに取り組む。 ○ ごみを排出する時は、市町村のごみ分別区分に従って適切に分別する。 ○ 集団回収やスーパー等の店頭回収を利用し、資源ごみのリサイクルに取り組む。また、店頭回収を利用するときは、お店が定めたルールに従う。 ○ 普段からマイバッグを持参し、買い物の際はレジ袋を使わないようにする。 ○ 料理の作り過ぎによる食べ残し、調理時の食材の過剰除去、未利用食品廃棄等により発生する食品ロスを削減する。 ○ 宴会の際の「3010運動^{さんまるいちまる}」や、テイクアウトボックスの活用等の取組みにより、飲食店で発生する食品ロスを削減する。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動から発生した廃棄物は、廃棄物処理法のほか、個別リサイクル法などの法令を遵守して適正処理するとともに、可能な限り3Rを推進する。特に廃プラスチック類と紙類については分別を徹底しリサイクルを推進する。 ○ 従業員に対して3Rの推進に係る意識付けを行うことにより、県民運動としてのごみ削減を推進する。 ○ 職場の懇親会等においては、料理の食べきりを促進する「3010運動^{さんまるいちまる}」や「テイクアウトボックス」活用等の取組みにより、飲食店で発生する食品ロス削減に協力する。 ○ 食品関連事業者においては、可能な範囲でフードバンク活動を活用するなどして、食品ロスの削減に努める。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの発生量の最小化に向けて、排出抑制や循環利用等を推進し、住民のライフスタイル変革を促進する。 ○ 政府が検討しているプラスチックごみ一括回収等に適切に対応する。 ○ 集団回収を実施できる団体の掘り起こしや、新たな資源回収ルートの検討を行い、リサイクルを促進する。 ○ 市町村の消費者行政や教育現場等と連携し、幅広く住民に対する啓発を行う。 ○ 市町村食品ロス削減推進計画の策定に努める。

2 資源の循環を担う産業の振興 (循環型産業の支援)



(1) 企業の3R推進に係る支援

- 公設試験研究機関や企業支援機関との連携支援システムを構築し、研究開発から事業化、販路開拓まで、県3R推進環境コーディネーターのトータルコーディネーターのもとでの効率的な支援を行います。

(研究開発)

- 県3R推進環境コーディネーターの企業訪問等による初期段階からの情報収集と継続的フォロー等、段階的かつ、きめ細かな支援
- 実用化・商品化を見据え、研究開発段階からの中小企業診断士等専門家による助言システムの構築

(施設・設備整備)

- リサイクル率や循環資源の市場動向、プラスチックごみ削減や食品ロス削減など社会が要請する喫緊の課題に対応する案件への重点的な支援
- 企業規模や事業効果に応じた補助内容の設定などメリハリをつけた支援
- エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備に対する支援

(販路開拓)

- 中小企業診断士等専門家による助言システムの構築
- 県リサイクル認定製品・認証リサイクルシステムや環境配慮商品に係る展示会・商談会等の実施

【評価指標】

- ◎ 「山形県3R研究開発・循環型産業施設整備事業費補助金」の採択件数
≪現状(2020(R2)年度)：4件≫

【コラム】3R研究開発・循環型産業施設整備事業費補助金

県ではこれまで、3Rの推進に係る研究開発事業や施設設備整備への支援を行ってきました。前者は将来に向けた事業、後者は現時点での改善に向けた事業と言えるかもしれません。

研究開発補助の事例では、果樹農家から排出されるラフランス剪定枝を活用し、抽出した有効成分を活用した化粧品開発が実用化されました。一方、施設整備では、中国によるプラスチックの輸入規制にいち早く対応し、プラスチック類を中国に輸出可能なペレットに加工する施設を導入した事例があります。

将来と現状、その双方に対応した適切な支援を行っていきます。

(2) リサイクル産業の振興

- 県3R推進環境コーディネーターによる積極的な企業・市町村訪問等を通して、リサイクル資源の情報収集と掘り起こしを行います。
- リサイクル認定製品の改良やマーケティングに関する外部専門家による専門的かつ実効的なアドバイス・コーディネート体制の構築を図ります。
- リサイクル製品認定制度及びリサイクルシステム認証制度への登録アドバンテージの拡大（展示会・商談会等開催、外部専門家の助言システム構築等）、県SNSや専用ウェブページを活用した県民への定期的な情報発信及び業界団体を通じた販売先への製品紹介等により、認定拡大と普及に取り組みます。
- リサイクル率が低い産業廃棄物由来のリサイクル製品（使用済み瓦活用製品等）の重点的な活用や、果樹剪定枝など農業由来の廃材や廃棄物焼却後の焼却灰を原料とした更なる製品開発を促進します。
- 産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物を取り巻く現状や3Rに関する啓発、情報提供等を行うとともに、3Rに関する先進事例や最新技術の紹介等を行うことにより、循環型産業を担う人材の育成を図ります。
- リサイクルポートの指定を受けている酒田港周辺における循環型産業や、廃プラスチック類のリサイクル施設整備に対し、施設整備事業費補助金に係る補助率の優遇措置等の設定など、重点的な支援を行います。
- 古紙、ペットボトル、びん・缶、古布等の資源物について、市場動向を把握しながら、市町村・関係業者と連携し、安定的な循環利用に取り組みます。
- 県や市町村によるグリーン購入、環境配慮契約の取組みを推進します。
- 下水汚泥の有効利用（堆肥化、燃料化）を促進します。
- 木質バイオマス燃焼設備・機器に対する支援により、バイオマス資源の利活用を促進します。

【評価指標】

◎ 下水汚泥リサイクル率

≪現状(2019(R1)年度)：85.6%≫

◎ 「山形県リサイクル製品」新規認定数及び販売額

≪現状(2019(R1)年度)：新規認定5件、販売額(税込)3,787,933千円≫

◎ 「山形県リサイクルシステム」新規認証数

≪現状(2019(R1)年度)：1件≫

◎ グリーン購入調達方針策定市町村数

≪現状(2020(R2)年度)：25市町村≫

【コラム】山形県リサイクル製品認定制度

県では、「リサイクル製品認定制度」により、県内産の循環資源（廃棄物等）を利用して県内で製造される良質な製品の活用を進めています。

コンクリート製品等の土木・園芸用資材、肥料等の農業用資材、木質ペレット燃料、食品トレイ、生活雑貨など、幅広い製品を認定しています。最近では、主に庄内地域で発生する「使用済み瓦」を活用した製品をガーデニングや土木・建築資材として認定しました。一部の製品は、山形県環境科学研究センター（村山市楯岡笛田）でも展示しています。



【各主体が配慮すべき事項・期待される役割】

<p>県民</p>	<p>○ リサイクル製品やリサイクルが容易な製品など、環境に配慮した製品を使用する。</p>
<p>事業者</p>	<p>○ 事業所間連携や産学官連携などを推進しながら、生産、消費・使用、廃棄の各段階で3Rに配慮した製品等の開発に取り組む。</p> <p>○ リサイクル製品等のグリーン購入や商品・製品等の長期使用に努める。</p>
<p>市町村</p>	<p>○ グリーン購入に率先して取り組むとともに、住民にグリーン購入を呼びかける。</p> <p>○ 公共工事等においては、副産物のリサイクルに努めるとともに、リサイクル製品等の使用に努める。</p>

3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減 (廃棄物の適正処理の推進)



(1) 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者・処理施設及び排出事業者に対する立入検査等による監視・指導を徹底します。
- 産業廃棄物処理業者の従業員等を対象とした研修会等を実施し、環境法令遵守の徹底を促進するとともに、廃棄物の適正処理に向けた人材育成を行います。
- 優良産廃処理業者の育成・増加に向けた指導を継続して行い、また、廃棄物処理業の許可更新の機会を捉えた働きかけを行います。
- 産業廃棄物最終処分場について、埋立容量確保の必要性和施設整備に要する期間などを考慮し、本計画の計画期間の最終年度である2030（令和12）年度において、要最終処分量の10年分程度を確保できるよう計画的な管理を行います。
- 将来にわたって県内産業廃棄物の安定した処分先を確保するとともに、県民の理解を得ながら最終処分場を確保していくため、県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内）を継続することとします。なお、今後、廃棄物の発生抑制対策の推進等により埋立処分量が減少し、最終処分業者の安定的な経営に支障が生じる場合には、適正処理、適正管理を維持するため、県内の最終処分業者、関係市町村などの関係者とも協議をしながら、一般廃棄物を含めた県外廃棄物の搬入規制に係る運用を検討するなど、適切に助言指導を行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症等の発生時に排出される廃棄物（ウイルスの付着が懸念される使用済みマスクやティッシュなど）の適正処理に係る周知啓発を行います。
- 大規模自然災害発生時や感染症のまん延時におけるごみ処理事業の継続のための市町村災害廃棄物処理計画の運用支援と、市町村や一般・産業廃棄物処理業者における事業継続計画策定支援を行い、処理が円滑に進む体制構築を図ります。

**新型コロナウイルスなどの感染症対策としての
ご家庭でのマスク等の捨て方**


新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、**「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりと封をする」**そして**「ごみを捨てた後は手を洗う」**ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかきま
す。いっぱいになる前に早め
に②のとおりごみ袋をしばっ
て封をしましょう。


②マスク等のごみに直接触
れることがないようにしっか
りしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。



※万一、ごみ袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省 

【評価指標】

◎ 行政検査の違反率

≪現状(2019(R1)年度)：3.8%≫

◎ 優良産廃処理業者認定件数

≪現状(2020(R2)年度)：産廃収集運搬業 9 社、産廃処分業 9 社≫

◎ 産業廃棄物最終処分場の残余年数

≪現状(2018(H30)年度)：11.7 年≫

【コラム】優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を認定する制度です。認定された事業者は、遵法性、事業の透明性、財務体質の健全性が高く、環境に配慮して事業を行っていることなどが確認されており、優良産廃処理業者を増やしていくことが、県全体での産業廃棄物の適正処理につながります。

(2) PCB廃棄物処理の推進

- PCB特別措置法により処理期限が定められているPCB廃棄物について、2006（平成18）年5月に策定した「山形県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未処理・使用中のPCB使用製品の掘り起こし調査を実施し、确实かつ適正な処理に向けた指導を行います。
- PCB廃棄物の保管事業者等に対し、各種通知等の情報発信を行います。

【評価指標】（2023（令和5）年度末まで）

◎ 変圧器・コンデンサー類の処理進捗率

≪現状(2018(H30)年度)：87.6%≫

◎ 安定器等・汚染物の処理進捗率

≪現状(2018(H30)年度)：64.7%≫

【コラム】PCB廃棄物とは

PCBとは、Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。電気機器の絶縁油等として変圧器やコンデンサー、安定器に含まれ、古いビルや工場等で使用されていましたが、毒性が明らかとなり、現在は製造・輸入とも禁止されています。

2001（平成13）年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）に基づき、PCBが使用された電気機器等の確実かつ適正な処理が進められています。

（3）不法投棄の防止

- 県内4地域に設置され、市町村や地域住民、関係団体で組織する不法投棄防止対策協議会が中心となり、廃棄物の不法投棄やポイ捨て防止の啓発活動を行います。
- 行政による不法投棄パトロール及び監視協定を締結した民間団体等による不法投棄監視・通報体制を強化します。
- 関係者と連携して不法投棄箇所の原状回復を実施するとともに、地域社会全体で不法投棄を防止し、地域の環境を守る意識の醸成を図ります。

【評価指標】

- ◎ 不法投棄原状回復未済箇所数
≪現状(2019(R1)年度)：14箇所≫
- ◎ 不法投棄防止対策事業への参加者数
≪現状(2019(R1)年度)：481人≫
- ◎ 不法投棄防止協力協定締結団体数
≪現状(2019(R1)年度)：15団体≫

（4）海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進

本県の海岸漂着物対策について、引き続き次の4つの取組みの柱に基づき、各施策を実施します。

① 回収処理対策の推進

本県では全国的に見ても海岸漂着物問題に対して積極的な取組みが行われており、回収活動については、海岸管理者、市町、地域住民、企業及び民間団体など様々な主体により実施されています。これらの取組みを継続し海岸漂着物対策を推進するため、従来の地域計画と同じ区域を、回収処理を重点的に推進する区域（以下「回

処理対策の重点区域」という。)に設定し、効果的な回収処理を推進します。

海岸管理者等は、海岸漂着物処理推進法によりその管理する海岸の土地において、清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理に必要な措置を講じなければならないとされています。しかし、海岸漂着物等の回収事業は予算上の制約から回収場所や回収物が限定されており、海岸管理者等の円滑な処理が推進されるよう財政措置が必要です。

<取組みの内容>

- 地域住民等のボランティアによる回収活動に対し、市町村と連携し技術的助言や活動に必要な備品の貸出しなどの支援を行うとともに、効率的な回収ができるよう、海岸管理者やボランティアなどの実施団体との調整を図ります。
- 回収が困難な地形や回収が困難なものが多い、海岸清潔度ランクが上がらない回収困難場所について回収処理対策の強化策を検討します。
- 漁業者団体に「漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂版）」（令和2年5月）を周知するとともに、関係機関と連携し、使用済み漁具の適正処理を推進します。
- 農業者団体に農業用使用済プラスチックの適正処理の徹底を周知するなど、関係機関と連携し、使用済み農具や資材の適正処理を推進します。
- 従来から行われている河川部における清掃活動等について広く県民に紹介しボランティアの参加を促すことにより、海岸漂着物になる前に回収できるよう取り組みます。
- 海岸漂着物等のリサイクルを含めた回収・処分等に関する技術開発への支援を検討します。また、マイクロプラスチックの回収や処理について、政府の施策の動向を注視しながら、本県での取組みを検討します。
- 海岸管理者が行う回収処理に必要な経費について、国がしっかり予算確保するよう、必要に応じ要望します。



ボランティアによる回収活動

【評価指標】

◎ 海岸清掃ボランティアの参加者数

≪現状(2019(R1)年度)：3,892人≫

② 発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施

海岸漂着物等は、ポイ捨てなどの不法投棄や廃棄物の保管・管理の不徹底が原因となり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものが多く、これまで

の調査結果においても日常生活や事業活動に伴って生じたごみが多く含まれています。海岸漂着物等の削減を図るには、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において発生抑制対策に取り組んでいくことが必要です。

そのため、発生抑制対策を重点的に推進する区域（以下「発生抑制対策の重点区域」という。）として本県全域を引き続き設定し、海岸漂着物等の発生抑制を図ります。

特に、プラスチックごみについては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に、陸域部の街中や河川敷・水路等においてごみの発生抑制を図ることが重要であり、啓発活動やボランティアによる清掃活動の推進、水路等へのごみの流出防止対策を進めます。

また、県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題について理解を深め、その自覚を高められるよう普及啓発と環境教育を実施します。

<取組みの内容>

- 県内4地域に設置され、市町村や地域住民、関係団体で組織する不法投棄防止対策協議会が中心となり、廃棄物の不法投棄やポイ捨て防止の啓発活動を行います。（再掲）
- 環境教育については、2014（平成26）年度から、飛島における体験型総合学習「とびしまクリーンツーリズム」やごみ拾いにスポーツの要素を取り入れた「スポGOMI大会」を開催するなど体制を整えてきており、引き続き取り組みます。
- 大学生を中心として、海岸漂着物の回収活動を通じ、ボランティアリーダーの育成につながるよう取り組みます。
- 2019（令和元）年度に作成した海岸漂着物対策に係る環境学習プログラム「海ごみと私たちの生活」の周知を図り、学校等における活用を促進します。
- 関係団体と協力して、酒田市にある県海洋センターや大型ショッピングセンターなどで海岸漂着物の説明会や展示イベントを開催するなど、普及啓発活動を実施します。
- 漁業者や農業者の漁具や農具について、非意図的に飛散するなどしてごみとならないよう、関係団体と連携して適正な管理が行われるよう啓発します。
- 市町村と連携し、街中のごみステーションなどの適正管理について周知するなど、ごみが散乱しないように啓発します。



県海洋センター

【コラム】学生による海岸清掃活動

NPO法人国際ボランティア学生協会 I V U S A (本部：東京) は、将来に誇れる日本海を共に目指し、若者の環を広げることで、現地の課題を解決するという目標を掲げ、2016（平成 28）年から鶴岡市、酒田市飛島、遊佐町を会場に、海岸清掃活動に取り組んでいます。

また、2018（平成 30）年に設立された東北公益文科大学の学生サークル S C O P は、地域の課題を掘り下げて、解決策を見出し、それを実行したいという思いを形にした団体で、海岸清掃活動を中心に取り組んでいます。

いずれの活動も、社会をより良くしたいという若者の熱い思いが源となっており、海岸のクリーンアップに大きく貢献しています。

③ 関係者の役割分担と相互協力

これまでの海岸漂着物対策については、多くの関係団体等、特に研究・教育機関、NPO・NGO、ボランティア団体、企業などによる独自の取組みによってさまざまな成果が出ています。

海岸漂着物等の回収処理対策、発生抑制対策及び普及啓発・環境教育の取組みについては、引き続き関係者の役割分担をより明確にするとともに、相互に協力しながら、効率的かつ効果的な対策を推進します。

また、民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動や技術的支援等を積極的に行います。

更に、海岸漂着物等は、本県において発生するものだけではなく日本海沿岸道府県が発生源とされるものもあります。また、本県から流出したごみが日本海沿岸道府県の海岸漂着物等にもなっているため、日本海沿岸道府県との連携・協力による発生抑制を図ります。同様に国外由来の海岸漂着物等の発生抑制に向けた政府の取組みも必要であり、情報収集に努めるとともに、連携のあり方について検討します。

<取組みの内容>

- 効率的な回収ができるよう、海岸管理者やボランティアなどの実施団体と調整を図ります。（一部再掲）
- 海岸漂着物は沿岸域の自治体だけの問題ではないことから、陸域部との連携（自治体、地域、関係団体など）のあり方を探り、連携を行うための仕組みについて検討します。
- 県内の高等教育機関等の協力を得て、隣接県や近隣諸国との情報共有を含めた連携のあり方について検討します。

④ モニタリング調査等による進行管理

海岸漂着物対策の効果を検証するため、従来から地域計画に基づき実施している海岸清潔度モニタリング調査を継続して更にデータを積み重ね、目標の達成度を評価するとともに、その評価に基づき、海岸漂着物対策の見直しや新たな取組みを検討しながら、計画の進行管理を行います。

<取組みの内容>

- 「海岸清潔度」について、2009（平成21）年度に設置した「山形県海岸漂着物対策推進協議会」において、短期及び中期目標の達成状況の確認、年度計画の協議、海岸漂着物対策の効果検証及び新たな施策の検討等を行いながら、海岸漂着物等の削減を推進します。
- 海岸漂着物等を効果的に回収処理し、発生抑制の施策を的確に企画、実施していくため、国が示した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき海岸漂着物等の組成調査を実施します。
- 海岸清潔度モニタリング調査の結果について関係者間で情報の共有を図るとともに、民間団体や学識経験者等が実施した調査活動を把握・整理し、県民に対して積極的に発信します。
- 陸域部における海洋ごみの発生抑制対策の効果を検証するため、河川等における散乱ごみの実態を把握するモニタリング調査を実施し、対策が必要なごみのホットスポットを「見える化」とするとともに、数値目標を設定するなどモニタリングデータの活用を図ります。

【裸足で歩ける庄内海岸のイメージ】



【各主体が配慮すべき事項・期待される役割】

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみを排出する時は、市町村のごみ分別区分に従って適切に分別する。 (再掲) ○ 集団回収やスーパー等の店頭回収を利用し、資源ごみのリサイクルに取り組む。また、店頭回収を利用するときは、店が定めたルールに従う。 (再掲) ○ 日常生活において、特にプラスチック廃棄物の発生を抑制するための消費行動を心掛ける。 ○ 不法投棄のない地域づくりに協力するとともに、河川・海岸等清掃活動へ参加する。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員に対する廃棄物処理に係る監督・指導を徹底し、適正処理を推進するとともに、廃棄物の発生抑制・リサイクルを促進する。 ○ 廃棄物処理基準を遵守するとともに、処理を委託する際には、優良産廃処理認定事業者を選んだり、委託先の確認を行ったりするなどして、最終処分が終了するまでの適正処理を推進する。 ○ PCB廃棄物の掘り起こし調査に対応し、法令で定められた期限まで処理する。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系一般廃棄物の適正処理と削減のため、事業者に対する指導を強化する。 ○ 廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄の未然防止を推進する。 ○ 陸域部から河川を通して流出する海岸漂着物の発生抑制に向けた啓発を推進するとともに、住民による清掃活動を支援する。 ○ 新型コロナウイルス感染症等まん延時の一般廃棄物処理事業継続計画の策定並びに、災害廃棄物処理計画に係る運用訓練と定期的な見直しにより、非常時に備えた体制を整備する。

◆ SDGs と施策との関係

○ 本計画に掲げる施策とSDGsのゴールの関連性は、下表のとおりです。

		1  貧困	2  飢餓	3  健康な生活	4  教育	5  ジェンダー平等	6  水	7  エネルギー
1 資源循環型社会システムの形成（廃棄物の発生抑制）			○	○	○		○	○
(1)	県民運動等によるライフスタイルの変革の促進			○	○		○	
(2)	家庭・事業所での分別・リサイクルの促進				○			○
(3)	循環資源に関する情報収集及び発信				○			
(4)	食品ロスの削減		○		○			
2 資源の循環を担う産業の振興（循環型産業の支援）					○			○
(1)	企業の3R推進に係る支援				○			
(2)	リサイクル産業の振興				○			○
3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減（廃棄物の適正処理の推進）				○	○		○	
(1)	廃棄物の適正処理の推進			○	○		○	
(2)	PCB廃棄物処理の推進			○	○		○	
(3)	不法投棄の防止			○	○		○	
(4)	海岸漂着物等の回収及び発生抑制の促進			○	○		○	

それぞれの施策において、特に関連が深いゴールを◎で表示しています。

8 働きがいも 経済成長も 雇用	9 気候と自然環境の 調和をつくる インフラ	10 人や国の不平等 をなくす 不平等の 是正	11 住み続けられる まちづくりを 安全な 都市	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な 生産・消費	13 気候変動に 適応する 気候変動	14 海の豊かさ を増やす 海洋	15 陸の豊かさ を増やす 生態系・ 森林	16 平和と公正を すべての人に 法の支配 等	17 パートナーシップ で目標を達成しよう パートナーシップ
			○	◎	○	○	○		○
			○	○	○	○	○		○
				○					○
				○					○
				○	○				○
○	◎		○	◎					○
○	○		○	○					○
○	○		○	○					○
			◎	◎	○	◎	○		○
			○	○	○	○	○		○
			○	○		○	○		○
			○	○		○	○		○
			○	○		○	○		○

第6章 計画の推進体制

- 山形県環境審議会条例に基づき、本県の環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、環境保全に関する有識者で構成する山形県環境審議会（以下「環境審議会」という。）を設置しており、その環境計画管理部会に本計画の達成状況等について報告し、その意見、提言を受け、P D C Aサイクルにより継続的な改善を図ります。
- これに加え、海岸漂着物等対策の推進に当たっては、山形県海岸漂着物対策推進協議会についても進行管理組織として位置付け、海岸漂着物等モニタリング調査による年度計画の協議、目標の達成状況の確認、目標達成のための対策の効果検証、新たな施策の検討などについて協議を行いながら、進行管理を行います。
- 各総合支庁環境課と市町村で構成され、県内4ブロックごとに開催する地域循環検討会議において、毎年の達成状況の確認及び評価、目標達成に向けての取組み状況の確認、達成されない場合の要因分析、各市町村の取組みに関する情報交換などを行い、一般廃棄物の3R施策の着実な推進に努めます。
- 県民及び事業者と連携しながら、市町村、消費者団体、N P O、更には建設業、製造業などの産業界の代表からなる「ごみゼロやまがた推進県民会議」の活動を通し、県民総参加による循環型社会づくりの県民運動を展開するとともに、毎年の達成状況の確認・検証、先進的事例についての情報交換、活動団体等の表彰や自主的な取組みの支援、組織的な普及活動を行い、目標の達成に向けた取組みを推進します。
- 食品ロスの削減の推進に関しては、県関係部局との連絡調整会議を組織し、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を図ります。また、「ごみゼロやまがた推進県民会議」の構成団体等を通して、食品関連事業者等の意見を聴くとともに、協働で食品ロス削減の取組みを推進します。
- 本計画策定時に想定されなかった新たな課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などは、計画期間内であっても見直しを行います。

【施策推進におけるPDCAサイクル】

